

MIYAGI UNIVERSITY

2024

令和6年度 宮城大学大学院事業構想学研究科 履修ガイド

令和6年度  
事業構想学研究科  

---

履修ガイド  

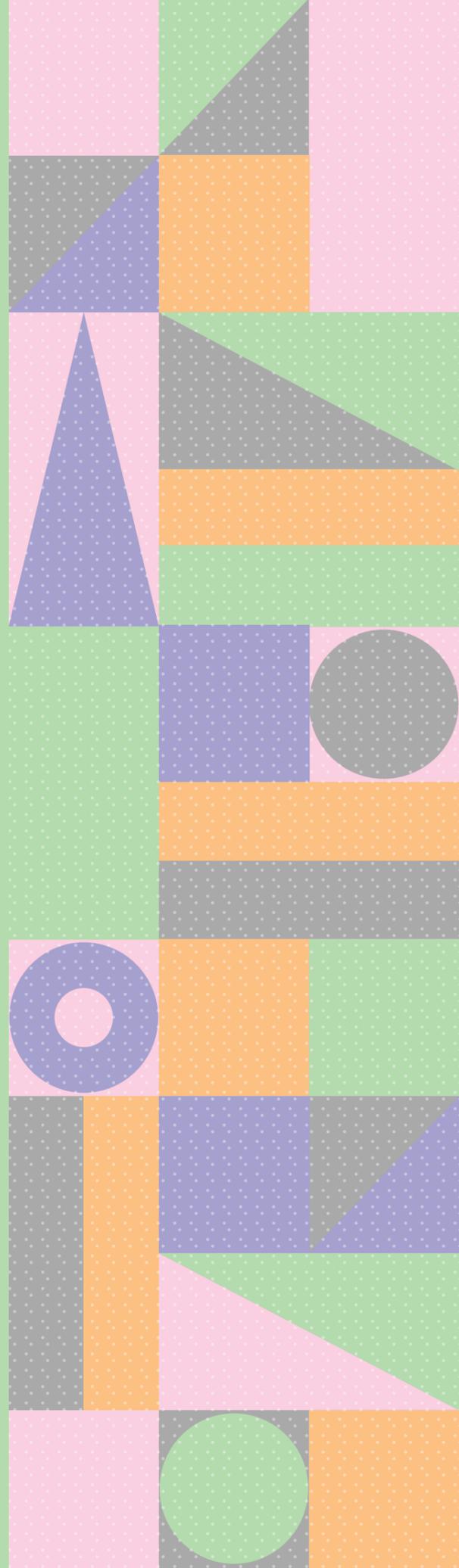
---

2024  

---

宮城大学

この履修ガイドは修了まで大切に保管してください



## 建学の理念

本学は、ホスピタリティ精神やアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

## 建学の精神

快い生活環境（アメニティ）に身を置き、心温まる人間関係（ホスピタリティ）に囲まれていることは成熟社会に生きる万人の願いであり、このような地域社会を実現させるために「ホスピタリティとアメニティの究明と実現」を目指す。

## 大学の理念

高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

豊かな人間性：先人たちの考えや相手の価値観を尊重し、知性と感性を涵養することで自らの人間性を磨いていく。

高度な専門性：関連するあらゆる学問や技術に関心を寄せ、自らの専門性を高め、時々刻々と変化する社会にしなやかに、かつ、柔軟に対応できる力を身につける。

確かな実践力：地域に根ざし、グローバルな視点で自ら主体的に考え、強い意志を持って実践していく。

## 大学院の目的

本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

## 各研究科の教育研究上の目的

看護学 研究科	生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。
事業構想学 研究科	豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。
食産業学 研究科	豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。



# 目 次

## 総論

1	研究科とキャンパス	1
2	学年及び休業日と、学期、時間割	
3	学籍と在学期間	
4	授業科目	2
5	シラバス（授業計画書）	
6	履修登録	
7	授業への欠席及び遅刻	
8	休講	
9	補講	
10	試験・成績評価	3
11	追試験・再試験	
12	成績発表	
13	課程の修了及び学位の授与	
14	学業に関する相談	
15	その他	4
	<b>履修登録ガイド</b>	<b>5</b>

## 事業構想学研究科（博士 前期 課程）

1	事業構想学の意義	7
2	人材養成目標とディプロマポリシー	7
3	事業構想学研究科（博士前期課程）の構成	8
4	教育課程の編成と研究の進め方	10
	(1) 履修コースと修了要件	10
	(1)–1 学術研究コース	10
	(1)–2 高度職業人育成コース	11
	(2) 教育課程の編成	11
	(3) 修士論文又は特定課題の研究の進め方	13
	(4) 修士論文または特定課題に関する学位論文審査基準について	15
	(5) 履修モデル	15
5	参考資料	16
	(1) 事業構想学研究科（博士前期課程）教員組織	16
	(2) 授業科目一覧	17
	(3) 科目別担当教員	19
	(4) 各領域の科目関連図	20
	(5) 各領域の履修モデル	24
	(6) 学位論文審査基準について	28
	(7) 建築士の免許登録資格として実務経験要件の単位となる科目について	29

## 事業構想学研究科（博士 後期 課程）

1	事業構想学の意義	30
2	人材養成目標とディプロマポリシー	30
3	教育課程の編成と研究の進め方	31
(1)	修了要件	32
(2)	指導教員・副指導教員	32
(3)	教育課程	32
(4)	学位（博士）取得までのプロセス	33
(5)	学位論文審査基準及び外形基準について	34
(6)	履修モデル	34
4	参考資料	35
(1)	授業科目の概要	35
(2)	科目別担当教員	36
(3)	科目関連図	37
(4)	学位取得までの履修モデル	38
(5)	学位論文審査基準について	42

## 関係規程

宮城大学大学院学則	44
宮城大学学位規程	61
宮城大学9月修了・卒業に関する規程	70
宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程	73
宮城大学大学院長期履修規程	82
宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱	88
事業構想学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱要綱	98
宮城大学大学院事業構想学研究科学位論文審査要綱	106
宮城大学大学院事業構想学研究科学位論文執筆要領	113
宮城大学大学院事業構想学研究科博士論文執筆資格審査要綱	116
事業構想学研究科における特定の課題についての研究成果取扱要綱	121
宮城大学大学院事業構想学研究科博士論文の公表に関する要綱	123

総

論

# 総 論

## 1 研究科とキャンパスについて

宮城大学では、看護学群・事業構想学群・食産業学群及び看護学研究科・事業構想学研究科・食産業学研究科を設置しています。それぞれの研究科は、以下のキャンパスに所在しています。

	宮城大学大和キャンパス	宮城大学太白キャンパス
設置研究科	看護学研究科・事業構想学研究科	食産業学研究科
住 所	〒981-3298宮城県黒川郡大和町学苑1番地1	〒982-0215宮城県仙台市太白区旗立2-2-1
電 話	022-377-8205	022-245-2211

## 2 学年及び休業日と、学期、時間割について(宮城大学大学院学則(以下「大学院学則」という。第7条)

### (1) 学年、学期及び休業日

本学の教育課程は、以下の日程で運用しています。また、学年を前期と後期にわけて単位認定を行う「前後期制」を採用しています。

	期 間
学 年	4月 1日に始まり、翌年 3月31日に終わります。
前 期	4月 1日から 9月30日まで
後 期	10月1日から 3月31日まで
休 業 日	土・日・祝日・開学記念日5月1日
春季休業日	別に定めます。(春季・夏季・冬季休業の日程は年度ごとに変更になる場合があります。当該年度の長期休業の日程は、MYUpediaの「学年暦」を確認してください。)
夏季休業日	
冬季休業日	

※後期の授業開始日は、10月1日よりも前になることがあります。

### (2) 時間割

授業は、前期・後期の期間内のうち、月曜日から金曜日まで、下表の時間割に沿って行われます。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	8:50 } 10:20	10:30 } 12:00	12:50 } 14:20	14:30 } 16:00	16:10 } 17:40

また、通常的时间割以外に、以下の開講形態があります。

- ①集中講義：夏季休業等の休業日に、集中的に授業を開講するものです。
- ②隔週開講：1週おきに開講するものです。
- ③指定日開講：特定の日時に開講するものです。

そのほか、学外の実習等、通常的时间割以外の時間帯に授業を行う場合があります。

## 3 学籍と在学期間について(大学院学則 第16条, 第17条, 第37条, 第38条)

本学では、必要な修業の期間や、在学できる期間の限度を以下のとおり定めています。

- ・修業期間：修業した期間を「修業期間」といいます。
- ・修業年限：卒業までに修業すべき年数を定めています。
- ・在学期間：在学した期間を「在学期間」といいます。
- ・在学年限：在学できる年数です。在学年限を超えて在学することはできません。
- ・休学期間：休学した期間を「休学期間」といいます。休学期間は、修業期間や在学期間には含まれません。

	修業年限	在学年限	休学期間の限度
博士前期課程	2年	4年	4年
博士後期課程	3年	5年	4年

※引き続き1年を超えて休学することはできません。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て休学期間を2年まで延長することができます。

※再入学を許可された学生、及び学長に長期履修が認められた学生の在学年限については、個々に定められます。

※原則として当該年数以上在学しなければ修了することはできません（これを在学期間と呼びます）。ただし、優れた業績を上げたと研究科教授会が認める者については、在学期間を短縮することもあります。

#### 4 授業科目（大学院学則第31条，事業構想学研究科履修規程第2条）

授業科目は、講義科目と演習科目、（実習科目）に大別されます。詳しくは、履修規程で確認してください。

#### 5 シラバス（授業計画書）

授業科目毎の授業内容を明示した授業計画等を「シラバス（syllabus）」といいます。

- ・シラバスには、授業科目の授業概要，授業計画，評価方法などが簡潔に説明されています。
- ・「学務管理システム」で参照することができます。
- ・シラバスは、履修登録の際や、履修の過程において、授業の目的や、全体の流れを確認することに活用してください。

#### 6 履修登録（事業構想学研究科履修規程第6条）

授業に出席し、所定の単位を修得するためには、学年暦に定める履修登録期間内に履修登録を行うことが必要です。履修登録ができる科目は、「履修規程」別表で、自分の所属学年及びそれ以下の学年に配当されている科目です。

登録の手順等、詳細については、「履修登録ガイド」で確認してください。

#### 7 授業への欠席及び遅刻

本学大学院においては、欠席届や忌引の取扱いはありません。欠席及び遅刻に対する取扱いは授業の担当教員が判断します。欠席等について連絡する必要がある場合は、担当教員に直接連絡してください。

#### 8 休講

授業が休止になることを休講といいます。休講は、学内メールや「学務管理システム」でお知らせします。

※なお、休講は担当教員の都合によるほか、気象状況や自然災害等による場合があります。気象状況や自然災害等における休講・試験の延期については、「15 その他」に記載されています。

#### 9 補講

補講は、休講等により授業時間が不足し、所定の内容が修得しきれないと教員が判断した場合に行

われます。補講の有無は、授業中にアナウンスされるほか、休講の連絡方法と同様の方法で連絡します。

#### 10 試験・成績評価（事業構想学研究科履修規程第8条，第9条）

授業科目の試験は原則として定期試験期間に行われますが、レポート等で成績を評価する科目などもあります。自分の登録した科目の成績評価方法は、シラバスを参照するほか、担当教員に確認してください。評価方法がレポートの場合、提出期限等は教員からの指示に従ってください。

#### 11 追試験・再試験（事業構想学研究科履修規程第10条，第11条）

所定の試験に欠席した学生に対する試験（追試験）は原則として実施されません。ただし、病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった学生に対しては、本人からの願い出により行われることがあります。また、不合格になった学生に対する試験（再試験）についても原則として実施されませんが、研究科教授会の判断により実施される場合があります。

#### 12 成績発表

授業科目における成績の評価については、前期は9月末、後期は3月末に「学務管理システム」で確認することができます。また、評価の内容は成績証明書に反映されます。

※「不可」の評価となった科目に限り、今後の学修に資するため、成績発表日を含む10日間のみ、成績質問を受け付けます。成績質問は、MYUpediaから所定の様式を取得し、提出してください。

#### 13 課程の修了及び学位の授与（大学院学則第37条，第38条）

本学大学院の課程を修了するためには、原則として博士前期課程は2年以上、博士後期課程は3年以上在学し、課程ごとに定められた必要単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士前期課程においては、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験、博士後期課程においては、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません（「修了要件」）。

各自の修了要件は、「履修規程」で確認してください。

修了を認定された者には、学位が授与されます。学位には専攻を付記し、博士前期課程は「修士（事業構想学）」、博士後期課程は「博士（事業構想学）」となります。

#### 14 学業に関する相談

専任教員の研究室・内線番号は、別途案内がありますので参考にしてください。また、非常勤講師への学修上の相談や質問は、講師の来学時等、直接行ってください。

なお、学修や進路上の悩みなどがある場合、各研究科の教員や事務局が窓口となって相談を受け付けます。また、学生相談室もありますので、こうした場を活用しながら、有意義な学生生活を送ってください。

## 15 その他

### (1) 大学からの連絡

学内行事、集中講義などで連絡事項が発生した場合や、学生生活に関する重要なお知らせは、学内メールで周知する場合がありますので、学内メールを確認してください。

また、学内メールのほか、学務管理システムやMYUpedia等を通じて連絡を行うことがあります。

#### 気象状況や自然災害等による休講・試験の延期

##### [1] 自然災害等による遠隔授業・休講への切り替えの基準

下記の気象状況や自然災害等により学生及び教職員の通学・通勤が困難な場合や困難になると想定される場合は、安全確保のため遠隔授業への切り替えまたは休講措置を行います。

- ① 以下の時点において、仙台市又は大和町に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの「警報」が発令され、スチューデントサービスセンター長（SSC長）及び副センター長が遠隔授業への切り替え又は休講が必要と判断した場合  
（JR在来線（東北本線・常磐線・仙山線・仙石線）の仙台駅を含む区間の運休又は運転見合わせや仙台市立小中高校の休校を目安として判断します。）

原則、前日16時又は17時の時点：翌日授業を『遠隔授業』又は『休講』とする

\*状況により時間は前後する場合があります。

- ② 上記のほか、学長及びSSC長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合

なお、前日時点で「対面授業」と判断した場合も、天候の急変等により、遠隔授業または休講へ切り替える場合があります。

##### [2] 休講の基準

予め予想できない自然災害等が発生した場合や、遠隔授業による授業実施も困難な状況の場合は、休講について判断するものとします。

午前7時の時点： 当日、午前の授業（1・2限） 『休講』  
午前10時の時点： 当日、午後の授業（3～5限） 『休講』

### (2) 各種様式

事業構想学研究科に関する各種提出様式等は MYUpedia に掲載しておりますので適宜使用してください。

URL：<https://myupjt.sharepoint.com/sites/student-portal02>



<MYUpedia>

### (3) 事務局窓口受付時間

月～金曜日 8:30～17:50

休日及び時間外は、書類等の提出物は受け取りません。

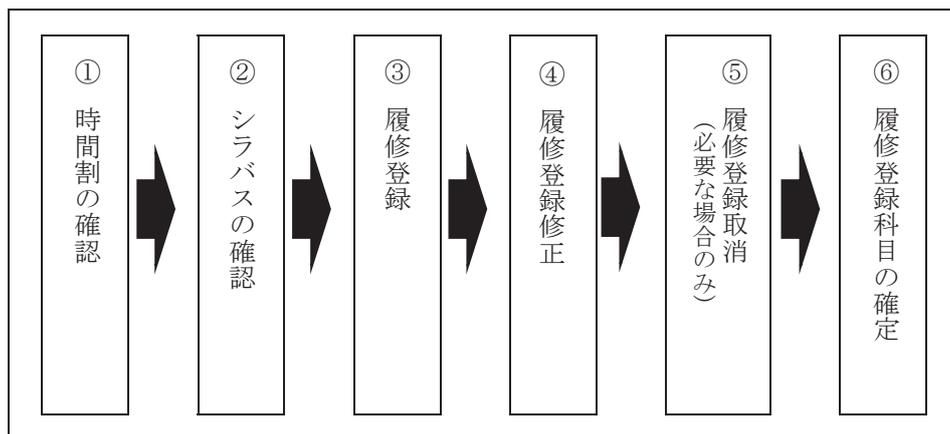
# 履修登録ガイド

# 履修登録ガイド

## 1 履修登録の重要性

授業に出席し、単位を修得するためには、定められた期間内に履修登録を行う必要があります。履修登録しなければ試験を受けられません。履修計画を立て、確実に修了要件を満たすように履修登録を行ってください。

## 2 履修登録の手順



本学では、学務管理システムを利用して各自が履修登録を行います。

### (1) 学年暦・時間割の確認

MYUpedia に学年暦・時間割が掲載されますので確認してください。

### (2) シラバスの確認

学務管理システムからシラバスを確認することができます。シラバスには当該科目についての情報とともに他の科目との関連も記載されていますので、よく確認して履修計画を立ててください。

### (3) 履修登録

定められた期間内に学務管理システムで履修登録の操作をしてください。選択された内容は、学務管理システムの「時間割」で確認することができます。

また、後期に開講する科目についても前期に履修登録を行う必要がありますので注意してください。

### (4) 履修登録修正

履修登録の内容を修正したい場合、定められた期間内であれば、学務管理システムから登録内容を修正することができます。後期科目については、後期授業開始後に同様の修正期間を設けます。

### (5) 履修登録取消

定められた期間内であれば、履修登録を取り消すことができます。

### (6) 履修登録科目の確定

履修登録に係る所定の手順を終えると、最終的な登録内容が学務管理システムの時間割で確認できます。登録内容が異なっている場合は、事務局に連絡してください。

### 3 履修登録上の留意点

#### (1) 履修可能な科目

履修登録ができる科目は、履修規程において、自分の在学する学年及びそれ以下の学年に開講されている科目です。

#### (2) 単位修得済み科目の履修登録の禁止

一度単位を修得した科目は、再度履修登録を行うことはできませんので注意してください。

#### (3) 用紙による登録

用紙による履修登録が必要な科目については、学務管理システムを使用せず、所定の用紙で履修登録を行うこととなります。

#### (4) その他

履修登録期間中には、履修登録に係る連絡事項が伝えられますので、学務管理システムや学内メールを確認してください。

<学務管理システム>



<MYUpedia>



# 事業構想学研究科

(博士前期課程)

# 事業構想学研究科（博士前期課程）

## 1 事業構想学の意義

「事業構想学」とは、事業の着想・計画・実現・運営の諸過程を研究対象とする学際的かつ総合的な経験科学の一分野である。この、事業の着想から事業運営にいたる一連の過程が「事業構想」といえるが、これには多くの知識、技術が相互かつ密接に関わる。

この目標を実際に達成するには、たえず進化してやまない学問と技術の成果を個別専門的に検討するのみならず、学際的立場から総合的な再構築を図らなければならない。当然のことながら、従来のような縦割りの学問では事業構想へのアプローチは難しい。個々の研究者が問題意識を高め、学問領域を仕切る従来の境界を突破することで、学問のフロンティアが拓かれる。

また、事業構想学という目標に向けて、これまでの知識・技術の成果を学際的に再構築し、有機的に融合することによって研究の相乗効果（シナジー）が期待できる。ここに、事業構想学の真骨頂がある。つまるところ、事業構想学とは、個別の学問分野ではなく、事業構想に関わる個々の学問やノウハウの総称ともいえよう。

事業構想学研究科は、事業構想学部で目指した事業構想学の理念をさらに深く追求するために設置された。すなわち、事業構想学の確立という目標を、教員、学生の共通認識とし、この目標に沿って社会科学系の学問知識と自然科学系の技術成果をより有機的に活用する。個々の研究者には、それぞれの学問領域に閉じこもらず、地域社会が抱える諸問題の解決やプロジェクトの推進に積極的に関わるとともに、将来を見据えて本研究科の学問・技術の目標を絶えず引き上げる努力が求められる。それには、引き続き絶えざる研鑽を積まなければならない。このようなスタンスで本研究科は、従来の日本の大学院教育が目指してきた既成学問の「蘊奥を究める」だけでなく、研究と教育の双方に軸足を置き、実務・事例を中心とした講義と演習を行う。

## 2 人材養成目標とディプロマポリシー

### [人材養成目標]

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または社会における実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成すること。

### [ディプロマポリシー]

事業構想学研究科博士前期課程では、以下の要件を満たした者に対して、修士（事業構想学）の学位を授与する。

- (1) 地域社会における事業構想の実現のための専門的知識および技能を有している。
- (2) 専門領域における知識・技能を軸としてそれらを発展させ、事業の構想や推進のための方策を立案できる。
- (3) 社会の動向や時代の流れに関心を抱き、自らが取り組むべき課題を見出し、それを高度専門職業人あるいは学術研究者としてそれぞれの立場から積極的に活動できる。

事業構想学研究科は、上記教育目標に示すように、ビジネスデザイン・ソーシャルデザイン及び空間デザイン・情報デザインの各領域で、産業振興や地域振興を対象とした事業構想に関わる研究者の卵、あるいは高度職業人の養成を目指す。研究者養成の目的は、研究科で設置した4つの研究領域のいずれかの研究領域の研究者を志すものとして、研究指導の下自ら進んで研究活動を遂行する研究能力を有する人材を育成する。一方、高度職業人養成の目的は、修了生が産業分

野の各種ビジネスプロジェクトの最前線でプロデューサーとして、あるいは地域づくりに関わる各種プロジェクトの推進責任者として活躍し、宮城県をはじめとする東北地方、さらには日本や世界の産業振興に寄与することにある。

「ビジネスデザイン領域」「ソーシャルデザイン領域」にあつては、ビジネスと地域に関する事業プロジェクトの推進を図りうる知識や技術を身につけ、事業の円滑な実施に向けて事業構想を策定できる高度職業人、すなわちビジネスプロフェッショナルを養成する。また、「空間デザイン領域」「情報デザイン領域」にあつては、それぞれの領域における専門技術者の養成を教育目標とする。

輩出人材のイメージは、「ビジネスデザイン領域」にあつては、企画等において構想力・企画力を要請される職種、「ソーシャルデザイン領域」にあつては、商業、観光、地域社会や行政等において構想力・企画力を要請される職種、「空間デザイン領域」にあつては、都市開発、建築設計関連職種、「情報デザイン領域」にあつては、高度システムエンジニアなどである。

### 3 事業構想学研究科（博士前期課程）の構成

事業構想学研究科は、①ビジネスデザイン領域、②ソーシャルデザイン領域、③空間デザイン領域、④情報デザイン領域の4領域から構成される。

#### （1）ビジネスデザイン領域

ビジネスデザイン領域は、ビジネス遂行上の基本要件を学ぶ分野である。ビジネスを構想するための基本的な知識である経営（マネジメント）に関する知識、その応用である経営戦略（ストラテジー）の手法や対顧客視点での経営活動であるマーケティング手法を基盤に専門性の高いビジネスマネジメントの知識・技術の修得を目指す。アカウンティングでは先端的知識と最新技術の修得、ファイナンスでは事業の円滑な実施に向けての資金の調達と運用に関する知識や技術を学ぶ。現在の経営に欠かせないツールであるITのマネジメントやタックスプランニング、コンプライアンスを意識した税法等の科目も配置している。

#### （2）ソーシャルデザイン領域

人口減少や高齢社会の到来といった社会の課題に対応するため、これからの地域に生きる人材は既存のスキームにとらわれないグローバルな視野とローカルなアクションが重要となっている。ソーシャルデザイン領域は、地域に点在する資源や知恵の創発による地域社会の新たな価値をデザインすることを目的としている。ソーシャルデザイン領域では、地域政策、地域情報の分析、人・組織のマネジメント、環境に関する講義科目を配置し、それら専門的理論を統合する中で、科学的・技術的な根拠に基づく政策の立案、イノベーションの創出に資する科目を供給する。魅力ある地域社会の実現に向けて、地域にある様々な資源を有機的につなぎ、政策形成や地域マネジメントにおいて、新たな価値を創出するイノベティブな人材育成を目指す。

#### （3）空間デザイン領域

地球規模での環境の変化、過剰供給を誘発する消費社会の中で、サステイナブルな成長を前提とした地域開発、生活環境のデザインが求められている。空間デザイン領域では、デザイン分野における計画手法やマネジメント、設計プロセスの研究を通じて、問題解決はもとより問題提起もリサーチクエスチョンの中で取り入れ、持続可能な地域計画や施設計画、社会イノベーション

を起こすものづくり，場づくりに取り組む。都市や建築，プロダクトなどフィジカルでタンジブルな空間やモノのデザインを通して，その背後にあるコンセプチュアルでアンタンジブルな価値を創造できる人材育成を目指す。

#### （４）情報デザイン領域

情報通信技術の急速な進歩に伴い，情報と人間との接続は大きく変容しつつある。グローバルに接続された情報通信基盤の上で，多種多様な情報が集積した情報空間が形成され，今日の社会生活の中で，人間は情報空間と常に接点を有し，必要な情報を取得・処理し，そして新たな情報を生成させながら生活している。情報デザイン領域では，情報空間と人間（生物）との接続機能を担う情報メディアの役割に注目し，知的かつ高度な情報技術を駆使した情報システム，それらを通じて実現される情報表現・インタラクション手法，そしてそれらに対する人間の感性に対する評価手法に関する探究を通じて，今後の新しい情報メディアのデザインを担う人材育成を目指す。

#### 4 教育課程の編成と研究の進め方

##### [カリキュラムポリシー]

事業構想学研究科博士前期課程では、産業振興や地域振興を対象とした事業構想に関わる人材の養成を教育の目標とし、高度職業人及び研究者を育成するカリキュラムを編成する。

- (1) プロジェクトマネージャ育成のための高度職業人育成コース、専門領域における研究者育成のための学術研究コースを設ける。
- (2) 事業構想を構成するビジネスデザイン・ソーシャルデザイン・空間デザイン・情報デザインの各領域における高度な知識・技能を修得するための専門講義科目群を構成する。
- (3) 高度職業人育成コースでは、地域社会や企業と密接に関連した実践型教育を展開する。また学術研究コースでは、グローバルな研究者育成を図るために英語科目を設ける。
- (4) 研究科共通科目として、事業構想学を概説する基礎講座を設けるとともに、事業構想学に関する最先端知識を修得するための特別講義を設ける。
- (5) 学修成果は、シラバスで設定されている各授業科目の到達目標及び成績評価基準に基づいて評価する。また、学位論文については、学位論文審査基準に基づいて評価する。

(「資料1～6」「授業計画」参照)

##### (1) 履修コースと修了要件

事業構想学研究科・事業構想学専攻には、研究者育成および高度職業人（ビジネスプロフェSSIONナル・専門技術者）養成のための2つのコース（「学術研究コース」「高度職業人育成コース」）がある。

本研究科を修了し、学位を取得するためには、次の(1)－1 または(1)－2 に示すコース毎の要件①～③の全てを充足する必要がある。本研究科の博士前期課程を修了したのものには、「修士（事業構想学）」の学位が授与される。

##### (1) － 1 学術研究コース

###### ① 在学期間

修業年限（原則2年）を充足すること。

###### ② 修了要件単位数

講義科目14単位、プロジェクトデザイン演習Ⅰ～Ⅳの16単位修得を含め30単位以上修得すること。

- ・ 講義科目は所属領域の中から4単位以上修得すること。
- ・ 事業構想基礎講座（1単位）及び英語特論（2単位）を修得すること（いずれも必修科目）。
- ・ 研究指導科目としてプロジェクトデザイン演習Ⅰ（1年前期）4単位、プロジェクトデザイン演習Ⅱ（1年後期）4単位、プロジェクトデザイン演習Ⅲ（2年前期）4単位、プロジェクトデザイン演習Ⅳ（2年後期）4単位の合計16単位を修得すること。
- ・ 他大学大学院において修得した単位がある場合には、所定の手続きを経て認定される場合がある。

###### ③ 学位論文提出

研究指導を受け、学位論文（修士論文）を完成させ、その審査及び最終試験に合格すること。

## (1) - 2 高度職業人育成コース

### ① 在学期間

修業年限（原則 2 年）を充足すること。

### ② 修了要件単位数

講義科目 14 単位，プロジェクトデザイン演習 I～IV の 16 単位修得を含め 30 単位以上修得すること。

- ・ 講義科目は所属領域の中から 4 単位以上修得すること。
- ・ 事業構想基礎講座（1 単位）及びプロジェクト研究（4 単位）を修得すること（いずれも必修科目）。
- ・ 研究指導科目としてのプロジェクトデザイン演習 I（1 年前期）4 単位，プロジェクトデザイン演習 II（1 年後期）4 単位，プロジェクトデザイン演習 III（2 年前期）4 単位，プロジェクトデザイン演習 IV（2 年後期）4 単位の合計 16 単位を修得すること。
- ・ 他大学大学院において修得した単位がある場合には，所定の手続きを経て認定される場合がある。

### ③ 学位論文又は特定課題の提出

研究指導を受け，学位論文（修士論文）を執筆または特定課題を完成させ，その審査及び最終試験に合格すること。

## (2) 指導教員・副指導教員

研究及び論文などへの適切な指導と助言を行うために，入学時に決定した指導教員に加えて，1 名の副指導教員を定める。また必要に応じて，専任教員以外の副指導教員が加わる場合もある。

## (3) 教育課程の編成

授業科目は，「ビジネスデザイン領域」「ソーシャルデザイン領域」，「空間デザイン領域」「情報デザイン領域」の領域毎の講義，共通科目，演習科目から構成され，学生は自らの領域及びコースに応じた必修科目，必要単位数を満たすように履修をする必要がある（履修規程別表を参照）。

### A. 講義科目

#### (1) 専門科目（選択必修）

領域毎に高度な知識・技術を学ぶために設けられる専門科目であり，所属領域において 4 単位以上の修得が必要である。

#### (2) 特別講義（選択）

幅広い分野と見識を修得するために，専任教員あるいは学外講師による特別講義を開講する。

#### (3) 事業構想基礎講座（共通科目；必修）

事業構想学を研究するための基礎となる理論・技術や倫理を学ぶとともに，自らの専門領域以外の領域・分野での理論や技術を修得することにより，事業構想学の理解を深める。

#### (4) 英語特論（共通科目；学術研究コース必修）

事業構想学の研究やプレゼンテーションを行うために必要となる英語力を育成するための科目である。

## B. 演習科目

### (1)研究指導科目（プロジェクトデザイン演習Ⅰ～Ⅳ；必修）

プロジェクトデザイン演習は、演習Ⅰ（1年前期）4単位、演習Ⅱ（1年後期）4単位、演習Ⅲ（2年前期）4単位、演習Ⅳ（2年後期）4単位の、合計16単位で構成される。当該演習は、原則として指導教員または指導補助教員が個別指導を行う。

### (2)プロジェクト研究（共通科目；高度職業人養成コース必修）

これまでの社会での実務経験やインターンシップ経験等をもとに、それぞれの専門とする業界における事業（プロジェクト）を俯瞰的に調査・分析し、その現状の問題点及び課題を明らかにするとともに、それらを解決するための方策について考察し、レポートとしてまとめる。当科目は、指導教員および副指導教員により指導を行うものであり、定められた期日までに研究計画書および研究報告書の提出が必要である。

### (3)空間デザイン特別演習（演習科目；選択）

空間デザイン領域において、建築士の免許登録資格として必要になる「実務経験」に関連して開講する科目であり、連携する設計事務所や学内での実務プロジェクトなどでの実務教育を行う。インターンシップ科目として「空間デザイン特別演習」（4単位以上必須）、インターンシップ関連科目として空間関連教員担当の講義科目（8単位以下）、「空間デザイン演習Ⅰ～Ⅱ」（8単位以下）を履修し、合計15単位以上を修得することで、「実務経験期間1年」が認められる。（資料6）

### (4)CP特別演習・CPプロジェクト研究（共通科目；選択）

「C. コミュニティ・プランナープログラム」を参照

## C. コミュニティ・プランナープログラムについて

### (1)コミュニティ・プランナープログラムとは

地域の歴史・文化・資源を活かしたコミュニティづくりや、地域の人々と共に課題解決ができる人材の育成を目指し、宮城大学と兵庫県立大学が連携して構築・推進している教育プログラムである。このプログラムでは、地域コミュニティの現場に触れ、自らの目で見て・聞いて・体験し、学習することで、地域の人々と共に考えながら、地域本来の良さを活かした、これからのコミュニティづくりの提案を行える技能の修得を目指している。

大学院におけるプログラムでは、自身の研究計画と関連付けながら、専門的な知識・技能を修得し、現代のコミュニティが抱える課題の解決に貢献できる高度な素養を身につけることを目標とする。

### (2)単位

コミュニティ・プランナー（CP）開講科目の「CP特別演習」、「CPプロジェクト研究」の2科目4単位を履修することで、修了時に『コミュニティ・プランナー』の称号が授与される。

### (3)プログラムの考え方および特色

#### ①GREENの視点

持続可能（サステイナブル）な地域コミュニティを構築し、維持してゆくためには、緑ある環境をベースにして、人、植物、動物、すべての生命（いのち）がつながり、関わり合うことが必要である。本プログラムでは、このような、すべての生命（いのち）のつながり、関わりを意味するものを「GREEN」と呼ぶ。「GREEN」は花や樹木などの植物だけでなく、「みどり色」の持つイメージそのものを指し、光り輝く緑からイメージできる生命（いのち）の輝き、人びとが集い、笑顔があふれる地域社会など、持続可能な地域社会を支える新しい視点である。

#### ②ステークホルダーと連携したケーススタディ

カリキュラムは主に「講義＋ケーススタディ（実地）」の形式を取り、フィールドでの調査分析と実践を通して講義での学びを深めていく。また、第一線で活躍する専門家と共に学ぶことのできる実践的な科目構成となっている。自治体や企業・NPO等の地域社会のステークホルダーと連携した実地でのケーススタディを取り入れることで、専門的な調査手法や構想力、実行力といったコミュニティが抱える課題の解決に貢献できる高度な能力を育成する。

#### D. 税理士法における「学位による試験免除科目」について

本研究科は、税理士法における「学位による試験科目免除」の学問領域として、「税法学に属する科目等」及び「会計学に属する科目等」が開講されており、これらを担当する学問領域の教員の論文指導を受けることが、免除申請の条件となる。ただし、科目等の単位修得や修了によって、「学位による試験科目免除」を保証するものではないことに留意すること。

#### （4）修士論文または特定課題の研究の進め方

##### ①領域、および指導教員・副指導教員の決定

入学願書に記載した希望専門領域及び指導教員名に基づき、領域及び研究指導教員等が決定される。その後、やむを得ない理由により領域及び指導教員等を変更する場合には、任意の書式により「指導教員変更願」の書類を教授会に提出し、教授会で認められた場合に限り、変更が認められる。ただし領域の変更に関しては、必修科目や領域に区分された必要単位数の変更が生じることに十分に注意すること。

## ②研究指導について

修士論文（又は特定の課題研究）に関する研究指導は、指導教員が担当する各領域の演習科目により行われる。また以下の段階で研究計画及び進捗状況を、論文形式の文書（予稿）及び口頭にて報告し、指導教員以外の研究科教員等からの意見を得ることとする。

1年次後期末：修士論文（又は特定の課題研究）研究計画発表会

2年次前期末：修士論文（又は特定の課題研究）中間発表会

## ③研究指導題目の提出について

修士論文を執筆する場合は、2年次の4月末日までに修士論文仮題目を研究科長に届出なければならない。また、高度職業人育成コースにおいて、修士論文に代えて特定の課題についての研究成果の提出を希望する場合は、研究指導教員の承認を得た上で、2年次の4月末日までに特定課題研究仮題目を研究科長に届出なければならない。

## ④修士論文または課題研究成果の第一次稿（成果）の提出について

修士論文または特定の課題研究については、2年次の11月末日までに第一次稿（成果）を指導教員に提出し、学位申請のための論文または課題作成に関する指導を受けなければならない。

## ⑤学位申請

学位の申請は、2年次1月の別途通知される期日までに、学位申請書に、修士論文または特定の課題についての研究成果3部、要旨等の必要書類を添えて、提出しなければならない。

## ⑥論文審査及び最終試験について

提出された修士論文または特定課題の成果は、学位論文審査委員会による審査を経て、必要があれば修正が指示される。修正が指示された論文または成果については、別途定める期日までに修正し、提出する必要がある。

最終的に提出された論文に基づいて、最終試験が公開で行われ、その結果により、修士論文の合否が判定される。

なお、入学から修了までの研究指導の標準的な流れは、次表の通りである。

## 入学から修了までの研究プロセス

1年次	4月	研究指導教員の決定 (作成した履修計画に従って科目を履修する。この間、修士論文のテーマ及び研究計画について構想を練る。)
	4月末日	履修コース選択届の提出 (学術研究コース、又は高度職業人育成コースを選択)
	2月上旬	修士論文研究計画発表(事前に予稿を提出する必要がある)
2年次	4月末日	修士論文(又は特定の課題研究)仮題目の提出
	8月上旬	修士論文(又は特定の課題研究)中間発表 (事前に予稿を提出する必要がある)
	11月	修士論文(又は特定の課題研究)第一次稿の提出
	1月	学位申請書(修士論文、又は特定の課題研究成果)の提出
	2月	学位論文審査委員会による修士論文(又は特定の課題研究成果)の審査・最終試験
	3月	博士前期課程修了(学位記の授与)

### (4) 修士論文または特定課題に関する学位論文審査基準について

修士論文または特定課題の審査では、学位論文審査基準(資料6)に基づき、以下の項目により評価が行われる。これらの項目に関する基準を十分に満たすことを確認しながら、研究を進めることが必要である。

#### 【修士論文】

- ① テーマ・研究目的の妥当性
- ② 研究方法の適切性
- ③ 既存研究との関連付け
- ④ 新規性・独創性と有効性
- ⑤ 結論の論理性

#### 【特定課題】

- ① テーマ・目的の妥当性
- ② 課題解決方法の適切性
- ③ 既存成果との関連付け
- ④ 有効性
- ⑤ 結論の論理性

### (5) 履修モデル

本研究科では、社会の進展や経済社会の激変に対応できる新規事業の総合プロデューサーの役割を果たす人材の養成を目指した講義科目、演習科目及び特別研究を編成しているが、専門的に履修する分野や目指すべき進路などにより、さまざまな履修方法が可能である。

履修例として〔資料5〕に4領域の履修モデルを掲げる。履修に際しては指導教員と十分相談のうえ、履修を行うこと。

## 事業構想学研究科（博士前期課程）教員組織

事業構想学専攻

専門領域	教授・准教授・講師・助教
ビジネスデザイン領域	内田 直仁 金子 浩一 糟谷 昌志 櫻木 晃裕 澁田 一夫 徳永 幸之 (准) 安藤 裕 (講) 高山 純人
ソーシャルデザイン領域	小沢 晴司 風見 正三 郷古 雅春 藤澤 由和 千葉 克己 (准) 石内 鉄平 (准) 佐々木秀之 (准) 高橋 信人 (准) 宮崎 義久 (助) 中沢 峻
空間デザイン領域	土岐 謙次 中田 千彦 平岡 善浩 (准) 伊藤 真市 (准) 小地沢将之 (准) 永井 秀幸 (准) 益山 詠夢 (助) 友渕 貴之
情報デザイン領域	太田 賢 茅原 拓朗 須栗 裕樹 蒔苗 耕司 (准) 佐藤 宏樹 (助) 薄井 葉子
共通科目	マシュー・ウィルソン

※令和6年2月時点

## 授 業 科 目 一 覧

専門領域	授業科目
ビジネスデザイン領域	マネジメント
	会計学
	ファイナンス
	ストラテジー
	マーケティング
	経済システム
	社会システム
	医療福祉システム
	IT マネジメント
	サービスサイエンス
	税法Ⅰ
	税法Ⅱ
	オペレーションズリサーチ
	データビジネス
	グローバルビジネス
ビジネスデザイン特別講義	
ソーシャルデザイン領域	地域創生政策
	地域開発政策
	地域経済分析
	地域情報分析
	コミュニティビジネス
	ソーシャルキャピタル
	地域環境システム
	地域農村開発マネジメント
	地域と食農
	地域経済デザイン
	防災マネジメント
	ソーシャルデザイン特別講義

専門領域	授業科目
空間デザイン領域	文化環境デザイン
	スペキュラティブデザイン
	デザインマネジメント
	地域計画
	素材・造形デザイン
	空間活用事業
	建築プログラミング
	プレイスメイキング
	空間デザイン特別講義
情報デザイン領域	知能メディアデザイン
	感性情報アナリシス
	感性メディアデザイン
	空間メディアシステム
	インタラクションデザイン
	知的情報アナリシス
	情報システムデザイン
	教育メディアデザイン
	情報デザイン特別講義
共通科目	英語特論
	プロジェクト研究
	CP 特別演習
	CP プロジェクト研究
	事業構想基礎講座
演習科目	プロジェクトデザイン演習Ⅰ
	プロジェクトデザイン演習Ⅱ
	プロジェクトデザイン演習Ⅲ
	プロジェクトデザイン演習Ⅳ
	空間デザイン特別演習 AⅠ
	空間デザイン特別演習 AⅡ
	空間デザイン特別演習 BⅠ
	空間デザイン特別演習 BⅡ

令和6(2024)年度 事業構想学研究所 (博士前期課程) 科目別担当教員

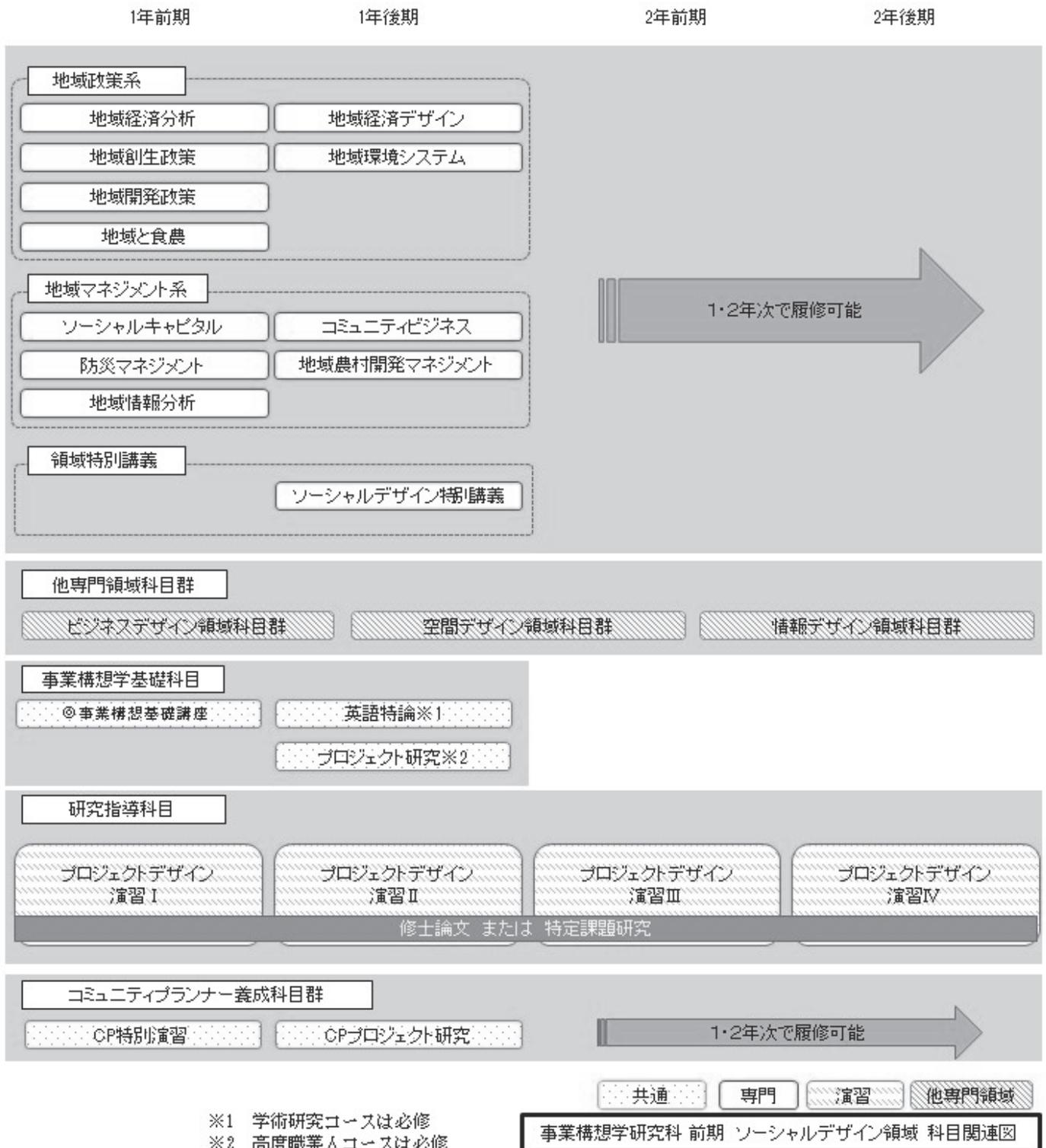
専門領域	授業科目の名称	開講年次	開講学期	単位数	担当教員
ビジネスデザイン領域	マネジメント	1・2	前	2	教授 櫻木 晃裕
	会計学	1・2	後	2	非常勤講師
	ファイナンス	1・2	前	2	非常勤講師
	ストラテジー	1・2	後	2	非常勤講師
	マーケティング	1・2	前	2	講師 高山 純人
	経済システム	1・2	後	2	教授 金子 浩一
	社会システム	1・2	前	2	教授 徳永 幸之
	医療福祉システム	1・2	前	2	教授 糟谷 昌志
	ITマネジメント	1・2	後	2	非常勤講師
	サービスサイエンス	1・2	前	2	教授 澁田 一夫
	税法Ⅰ	1・2	前	2	教授 内田 直仁
	税法Ⅱ	1・2	後	2	非常勤講師
	オペレーションズリサーチ	1・2	後	2	非常勤講師
データビジネス	1・2	後	2	准教授 安藤 裕	
グローバルビジネス	1・2	後	1	非常勤講師	
ビジネスデザイン特別講義	1・2	前	1	専任教員及び非常勤講師	
ソーシャルデザイン領域	地域創生政策	1・2	前	2	非常勤講師
	地域開発政策	1・2	前	2	准教授 佐々木 秀之
	地域経済分析	1・2	前	2	教授 小沢 晴司
	地域情報分析	1・2	前	2	准教授 高橋 信人
	コミュニティビジネス	1・2	後	2	教授 風見 正三
	ソーシャルキャピタル	1・2	前	2	教授 藤澤 由和
	地域環境システム	1・2	後	2	准教授 石内 鉄平
	地域農村開発マネジメント	1・2	後	2	教授 郷古 雅春
	地域と食農	1・2	前	2	教授 千葉 克己
	地域経済デザイン	1・2	後	2	准教授 宮崎 義久
	防災マネジメント	1・2	前	2	助教 中沢 峻
	ソーシャルデザイン特別講義	1・2	後	1	専任教員
	空間デザイン領域	文化環境デザイン	1・2	前	2
スペキュラティブデザイン		1・2	前	2	教授 中田 千彦
デザインマネジメント		1・2	後	2	准教授 益山 詠夢
地域計画		1・2	前	2	准教授 小地沢 将之
素材・造形デザイン		1・2	前	2	教授 土岐 謙次
空間活用事業		1・2	前	2	教授 平岡 善浩
建築プログラミング		1・2	後	2	准教授 永井 秀幸
プレイスメイキング		1・2	後	2	助教 友瀨 貴之
空間デザイン特別講義		1・2	後	1	専任教員及び非常勤講師
情報デザイン領域	知能メディアデザイン	1・2	後	2	教授 太田 賢
	感性情報アナリシス	1・2	後	2	教授 茅原 拓朗
	感性メディアデザイン	1・2	後	2	准教授 佐藤 宏樹
	空間メディアシステム	1・2	前	2	教授 蒔苗 耕司
	インタラクションデザイン	1・2	前	2	非常勤講師
	知的情報アナリシス	1・2	前	2	非常勤講師
	情報システムデザイン	1・2	後	2	教授 須栗 裕樹
	教育メディアデザイン	1・2	前	2	助教 薄井 洋子
情報デザイン特別講義	1・2	前	1	専任教員及び非常勤講師	
共通科目	英語特論	1・2	後	2	教授 マシュー・ウィルソン
	プロジェクト研究	1・2	後	4	研究科長
	CP特別演習	1・2	前	2	教授 平岡 善浩
	CPプロジェクト研究	1・2	後	2	教授 平岡 善浩
	事業構想基礎講座	1・2	前	1	研究科長
演習科目	プロジェクトデザイン演習Ⅰ	1	前	4	(ビジネスデザイン) 教授 内田 直仁 教授 糟谷 昌志
	プロジェクトデザイン演習Ⅱ	1	後	4	教授 金子 浩一 教授 櫻木 晃裕
	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	2	前	4	教授 澁田 一夫 教授 徳永 幸之
	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	2	後	4	教授 徳永 幸之 准教授 安藤 裕 (ソーシャルデザイン) 教授 小沢 晴司 教授 風見 正三 教授 郷古 雅春 教授 藤澤 由和 教授 千葉 克己 准教授 石内 鉄平 准教授 佐々木 秀之 准教授 高橋 信人 准教授 宮崎 義久 助教 中沢 峻 (空間デザイン) 教授 土岐 謙次 教授 中田 千彦 教授 平岡 善浩 准教授 小地沢 将之 准教授 永井 秀幸 准教授 益山 詠夢 助教 友瀨 貴之 (情報デザイン) 教授 太田 賢 教授 茅原 拓朗 教授 須栗 裕樹 教授 蒔苗 耕司 准教授 佐藤 宏樹 助教 薄井 洋子
	空間デザイン特別演習AⅠ	1・2	前	2	各指導教員
	空間デザイン特別演習AⅡ	1・2	後	2	各指導教員
	空間デザイン特別演習BⅠ	1・2	前	2	各指導教員
	空間デザイン特別演習BⅡ	1・2	後	2	各指導教員

※「空間デザイン特別演習A」は学外、「空間デザイン特別演習B」は学内で開講する。

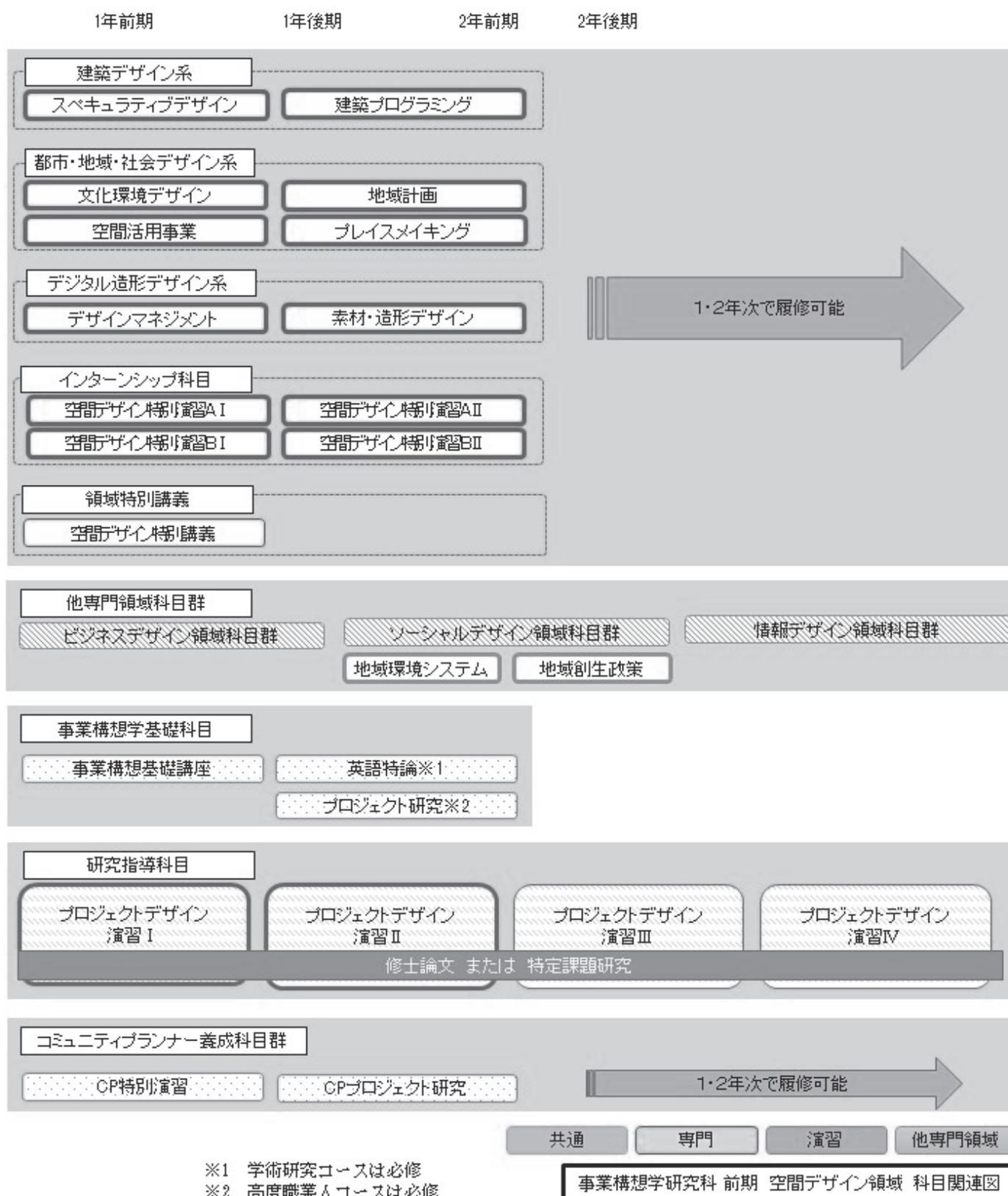
※令和6年2月時点



科目関連図 ソーシャルデザイン領域



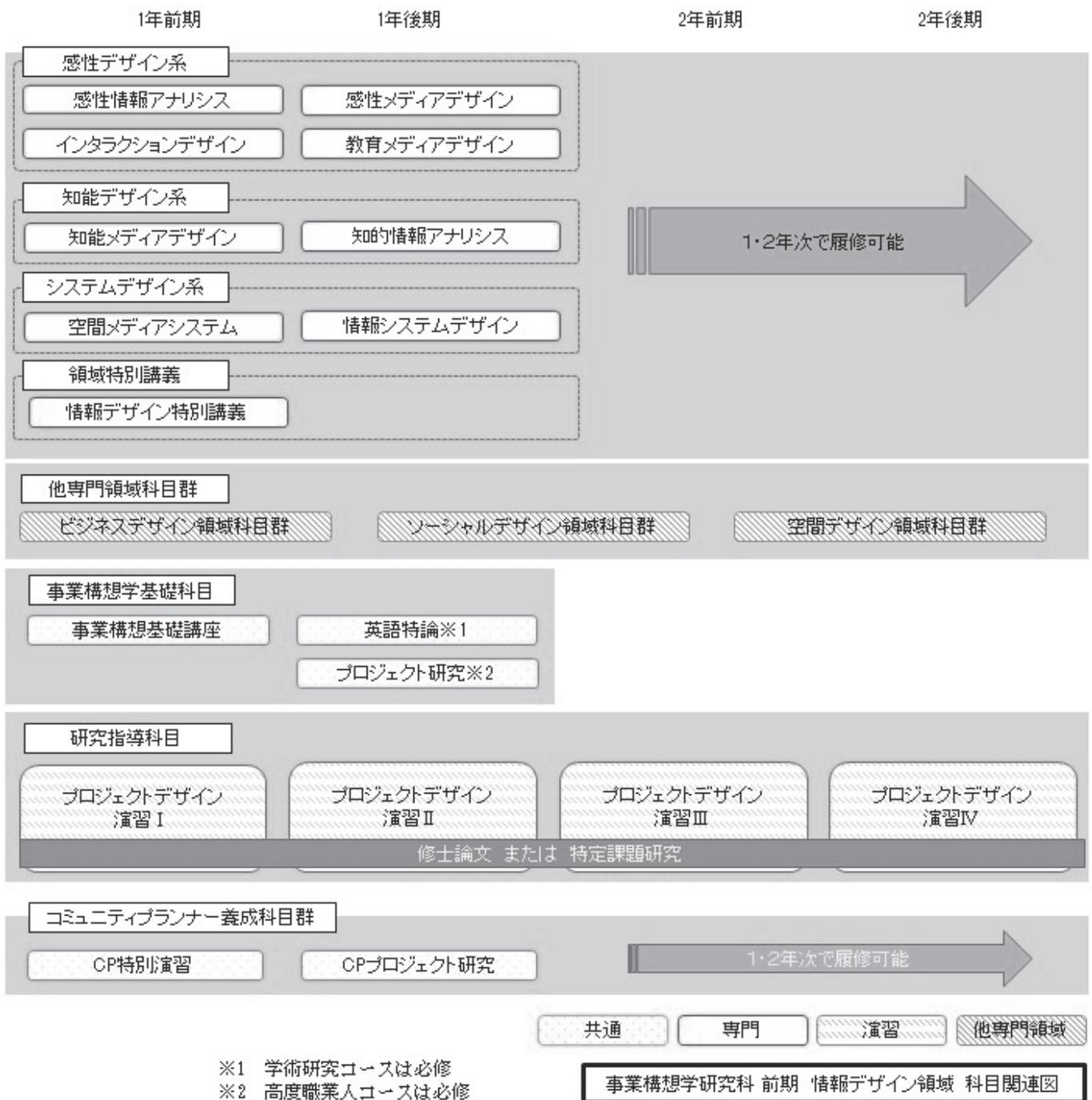
科目関連図 空間デザイン領域



※1 学術研究コースは必修  
 ※2 高度職業人コースは必修

太線で囲まれた科目は建築士の免許登録資格として実務経験要件の単位となる科目である。

科目関連図 情報デザイン領域



履修モデル      ビジネスデザイン領域  
例

専門領域 : ビジネスデザイン領域			
1年次		2年次	
マネジメント	2単位	税法	2単位
ストラテジー	2	ファイナンス	2
マーケティング	2	IT マネジメント	2
会計学	2		
事業構想基礎講座	1	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
プロジェクト研究または英語特論	4または2		
合計 35 単位または 33 単位			
<p>【解説】 MBAを意識した履修モデルである。経営・経済を基礎に会計・財務・IT等のビジネスプランを学ぶ上での基幹的な科目を網羅している。理解が一定のレベルに達している講義科目や各人が専門に研究したい分野を適宜加減して履修すること。</p>			

履修モデル      ソーシャルデザイン領域  
例

専門領域 : ソーシャルデザイン領域			
1年次		2年次	
地域開発政策	2単位	地域経済デザイン	2単位
地域経済分析	2	コミュニティビジネス	2
地域情報分析	2	地域環境システム	2
ソーシャルキャピタル	2	地域農村開発マネジメント	2
事業構想基礎講座	1	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
プロジェクト研究または英語特論	4または2		
ソーシャルデザイン特別講義	1		
合計 38 単位または 36 単位			
<p>【解説】 科学的・技術的な根拠に基づく政策立案ができる人材のイメージ。地域政策、経済や地域情報の分析、人・組織のマネジメント、環境に関する科目により、まちづくりについての高度な思考力と企画力を養う。また、グローバルとローカルな視点から社会・経済・政治構造や環境・技術動向などを統合的に理解するグローバルな思考力も養う。</p>			

## 履修モデル 空間デザイン領域

### 例 1

専門領域 : 空間デザイン領域			
1 年次		2 年次	
空間活用事業	2 単位	文化環境デザイン	2 単位
建築プログラミング	2	地域計画	2
スペキュラティブデザイン	2	プレイスメイキング	2
		ビジネスマネジメント領域科目 またはビジネスプランニング領域科目	2
事業構想基礎講座	2	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
空間デザイン特別演習 AⅠ または BⅠ	2		
空間デザイン特別演習 AⅡ または BⅡ	2		
プロジェクト研究または英語特論	4 または 2		
合計 38 単位または 36 単位			
<p><b>【解説】</b> 「事業のわかる実務設計者」を目指す学生の履修モデル。一級建築士資格要件であるインターンシップ関連科目を履修することで実務経験 1 年相当の単位を修得し、実社会での活動の可能性を広げるモデル。建築プログラミングや空間活用事業、地域計画や場づくりに関わる科目により、建築や都市についての高いレベルでの理解と思考力・洞察力を養う。また、文化環境や問題提起型デザイン等の領域の広がり可能性について学ぶ科目、ビジネス系の他領域の科目についても、履修を促し、事業目的に合致した施設設計のあり方について理解を深める。演習では、より具体的な設計課題やプロジェクトに取り組み、総合的実践的に建築設計について学ぶ。</p>			

### 例 2

専門領域 : 空間デザイン領域			
1 年次		2 年次	
地域計画	2 単位	地域創生政策	2 単位
空間活用事業	2	コミュニティビジネス	2
文化環境デザイン	2	地域開発政策	2
地域環境システム	2	地域経済分析またはファイナンス	2
事業構想基礎講座	2	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
プロジェクト研究または英語特論	4 または 2		
合計 38 単位または 36 単位			
<p><b>【解説】</b> 高付加価値型の不動産デベロッパー、地域戦略プランナー、コミュニティアーキテクト等として、デザイン案の質を評価できると同時に、ビジネスの知識を得て投資を引き出せる事業スキームを構想することができる人材イメージ。公共公益系ならコミュニティビジネスや地域経済分析、企業系ならファイナンスを受講すると良いだろう。</p>			

例 3

専門領域 : 空間デザイン領域			
1 年次		2 年次	
スペキュラティブデザイン	2 単位	感性メディアデザイン	2 単位
素材・造形デザイン	2	空間メディアシステム	2
文化環境デザイン	2	インタラクティブデザイン	2
デザインマネジメント	2		
事業構想基礎講座	2	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
プロジェクト研究または英語特論	4 または 2		
合計 36 単位または 34 単位			
<p><b>【解説】</b> フィジカル・デジタル両分野をシームレスに繋ぎ、「作る」ことに根ざしたデザイナー・実務家を目指す履修モデルである。在来の建築工法や素材加工技術によるモノ作りの知見，社会実装が進むデジタルアプリケーション環境との連携により，プロダクトデザインや建築分野等での新たなデザイン分野を切り開く人材となることを目指す。</p>			

履修モデル 情報デザイン領域

例 1

専門領域 : 情報デザイン領域			
1 年次		2 年次	
インタラクティブデザイン	2 単位	感性情報アナリシス	2 単位
空間メディアシステム	2	知能メディアデザイン	2
感性メディアデザイン	2	情報デザイン特別講義	1
教育メディアデザイン	2		
事業構想基礎講座	1	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
プロジェクト研究または英語特論	4 または 2		
合計 34 単位または 32 単位			
<p><b>【解説】</b> 情報メディアに係わるシステムエンジニアや Web デザイナーを目指す履修モデルである。1 年次には主に感性デザイン分野の講義科目「インタラクティブデザイン」「感性メディアデザイン」「感性情報アナリシス」「教育メディアデザイン」を履修し，当該分野におけるシステム構築可能な技術や知識を修得する。2 年次では情報分析に関する科目「知能メディアデザイン」「知的情報アナリシス」の他，「情報デザイン特別講義」を履修することにより，人工知能等の新技術や人間の感性評価手法を理解し，これからの新しいメディアの構築ができる人材を目指す。</p>			

例 2

専門領域 : 情報デザイン領域			
1 年次		2 年次	
情報システムデザイン	2 単位	IT マネジメント	2 単位
知的情報アナリシス	2	オペレーションズリサーチ	2
空間メディアシステム	2	マーケティング	2
情報デザイン特別講義	1		
事業構想基礎講座	1	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4		
プロジェクト研究または英語特論	4 または 2		
合計 3 4 単位または 3 2 単位			
<p><b>【解説】</b> ビジネス領域での高度情報システムエンジニアを目指す履修モデルである。1 年次において、その基礎となる講義科目「情報システムデザイン」「知的情報アナリシス」「空間メディアシステム」及び「情報デザイン特別講義」を履修し、情報技術に関する最新の技術や知識を修得する。2 年次においてはビジネス情報に関する講義科目として「IT マネジメント」「オペレーションズリサーチ」「マーケティング」を履修する。これにより、IT に関する経営戦略を理解でき、将来的にビジネス領域を中心としたシステムコンサルティングができる人材を目指す。</p>			

## 学位論文審査基準について（博士前期課程）

### 【学位（修士）論文審査基準】

修士学位論文の審査にあたっては、ディプロマポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価する。

- (1)（テーマ・研究目的の妥当性）適切なテーマが設定され、その研究目的が明確であること。
- (2)（研究方法の適切性）研究目的に合致した適切な方法・手法によって論文が議論されていること。
- (3)（既存研究との関連付け）当該分野の既存研究が十分レビューされており、それらと関連づけて論旨が展開されていること。
- (4)（新規性・独創性と有効性）当該研究領域において学術的な新規性と独創性が認められ、その成果が有効であること。
- (5)（結論の論理性）論文の構成と体裁が整っていること。論旨の展開が論理的であり、統合的な結論が得られていること。また、文章表現、図表、データ等が、適切に用いられていること。

### 【特定課題審査基準】

事業構想学研究科で設置した4つの研究領域：ビジネスデザイン領域、ソーシャルデザイン領域、空間デザイン領域、情報デザイン領域のいずれかの研究領域の高度職業人として専門知識を有し専門業務遂行能力を有するものに、修士（事業構想学）の学位を授与する。

特定課題の審査にあたっては、以下の項目に対して評価する。

- (1)（テーマ・目的の妥当性）適切なテーマが設定され、その目的が明確であること。
- (2)（課題解決方法の適切性）目的に合致した適切な方法・手法によって課題が検討、議論されていること。
- (3)（既存成果との関連付け）当該分野の既存成果が十分レビューされており、それらと関連づけて論旨が展開されていること。
- (4)（有効性）当該領域において、その成果の事業的な有効性が認められること。
- (5)（結論の論理性）報告書の構成と体裁が整っていること。論旨の展開が論理的であり、統合的な結論が得られていること。また、文章表現、図表、データ等が、適切に用いられていること。

### 建築士の免許登録資格として実務経験要件の単位となる科目について

建築士試験は、国土交通省により定められた履修科目を提供する大学において、定められた必要単位数を修得・卒業したものが受験可能となる国家試験で、建築士試験合格後、定められた期間の実務を経験したものに免許交付されるものである。

宮城大学事業構想学研究科空間デザイン領域では、条件1を満たした場合に1年間の実務経験同等と認定され、さらに条件2を満たした場合は2年間の実務経験同等と認定される。

【条件1】以下に定める演習及び講義の科目において単位数15単位以上を修得した場合

#### (1) インターンシップ科目

以下の演習科目のうち4単位以上を修得すること。

- 空間デザイン特別演習 A I (前期 学外インターンシップ) (単位数 2)
- 空間デザイン特別演習 A II (後期 学外インターンシップ) (単位数 2)
- 空間デザイン特別演習 B I (前期 学内インターンシップ) (単位数 2)
- 空間デザイン特別演習 B II (後期 学内インターンシップ) (単位数 2)

#### (2) インターンシップ関連科目の演習

以下の演習科目のうち8単位以下を修得すること。

- プロジェクトデザイン演習 I (単位数 4)
- プロジェクトデザイン演習 II (単位数 4)

#### (3) インターンシップ関連科目の講義

以下の講義科目のうち8単位以下を修得すること。

- 文化環境デザイン (単位数 2)
- デザインマネジメント (単位数 2)
- 地域創生政策 (単位数 2)
- 素材・造形デザイン (単位数 2)
- 建築プログラミング (単位数 2)
- スペキュラティブデザイン (単位数 2)
- 地域計画 (単位数 2)
- 地域環境システム (単位数 2)
- 空間活用事業 (単位数 2)

※各演習・講義に関する詳細内容については、シラバスを参照すること。

※実務資格要件の必要単位と、修了要件の必要単位との内容は異なるため注意すること。

【条件2】以下に定める条件をいずれも満たした場合

(4) 1年次において、条件1の単位修得をすべて完了する。

(5) 2年次において、研究活動に専念し、その研究時間のすべてを論文執筆に費やし、日本建築学会が発行する査読付き論文誌4誌のいずれかに掲載される。



# 事業構想学研究科

(博士後期課程)

## 事業構想学研究科（博士後期課程）

### 1 事業構想学の意義

「事業構想学」とは、事業の着想・計画・実現・運営の諸過程を研究対象とする学際的かつ総合的な経験科学の一分野である。この事業の着想から事業運営にいたる一連の過程が「事業構想」といえるが、これには多くの知識、技術が相互かつ密接に関わる。この目標を実際に達成するには、絶えず進化してやまない学問と技術の成果を個別専門的に検討するのみならず、学際的立場から総合的な再構築を図り、世界に開かれた学問としてさらに高度化しなければならない。当然のことながら、従来のような縦割りの学問では事業構想へのアプローチは難しい。個々の研究者が問題意識を高め、学問領域を仕切る従来の境界を突破することで、学問のフロンティアが拓かれる。また、事業構想学という目標に向けて、これまでの知識・技術の成果を学際的に再構築し、有機的に融合することによって研究の相乗効果（シナジー）が期待できる。ここに、事業構想学の真骨頂がある。つまるところ、事業構想学とは、個別の学問分野ではなく、事業構想に関わる個々の学問やノウハウの総称ともいえよう。

事業構想学研究科は、事業構想学群で目指した事業構想学の理念をさらに深く追求するために設置された。すなわち、事業構想学の確立という目標を、教員、学生の共通認識とし、この目標に沿って社会科学系の学問知識と自然科学系の技術成果をより有機的に活用する。個々の研究者には、それぞれの学問領域に閉じこもらず、地域社会が抱える諸問題の解決やプロジェクトの推進に積極的に関わるとともに、将来を見据えて本研究科の学問・技術の目標を絶えず引き上げる努力が求められる。それには、引き続き絶えざる研鑽を積み重ねなければならない。このようなスタンスで本研究科は、従来の日本の大学院教育が目指してきた既成学問の「蘊奥を究める」だけでなく、研究と教育の双方に軸足を置き、実務・事例を中心とした講義と演習を行う。

### 2 人材養成目標とディプロマポリシー

#### [人材養成目標]

豊かな人間性にに基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または社会における実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成すること。

#### [ディプロマポリシー]

事業構想学研究科博士後期課程では、以下の要件を満たした者に対して、博士（事業構想学）の学位を授与する。

- (1) 事業構想とその実現のための高度に専門的な知識・技術及び実践能力を有する。
- (2) 事業の創出や地域社会の課題抽出とその解決の方策を立案でき、さらにそれらを体系的かつ論理的にモデル化できる。
- (3) 研究成果を活かしつつ、学際的、国際的な視点で産業や地域社会の発展をリードす

るプロジェクトマネージャ，研究者として貢献できる。

より良い未来社会の実現に向けて，様々な分野における特定の課題を対象に，その解決のための事業の着想から事業運営にいたる一連の過程の事業創造の役割を担い，国内外の企業・行政・地域社会などのあらゆる場面における先端的諸問題の発見・解決が出来る独創的な研究能力と事業能力を有するプロジェクトマネージャを養成する。同時に世界に開かれた学問としての事業構想学の理念と応用の技術をより体系化しその教育に携わることのできる研究者を養成する。

本課程で養成するプロジェクトマネージャの資質として，①時代の変化にあわせた経営・技術環境の分析・予測ができ，②実践に応用するための企画・設計・開発・事業創造が行え，③さらに，これらを総合・統合して管理・運営する能力が要求される。プロジェクトマネージャには，各種ビジネスプロジェクトの最前線でのプロデューサとして，あるいは地域コミュニティの再生・活性化を含む広義のサービス産業を中心とした公的分野・非営利分野の各種プロジェクトのリーダーとして活躍し，東北地方の産業振興をはじめとする地域振興に寄与することが期待されている。

これからの新しい事業創造の役割を担うプロジェクトマネージャ及び自立的研究者を養成するため，事業構想学研究科では，これまでの学問領域の枠組みを越えた教育課程を編成し，ビジネスデザイン系，ソーシャルデザイン系，空間デザイン系，情報デザイン系の専門分野の教員により，実務・事例に立脚した高度な知見に基づいた講義・演習を行うとともに，教員・学生が一体となり，新たな事業創造を目指した研究活動を展開する。

### 3 教育課程の編成と研究の進め方

#### [カリキュラムポリシー]

事業構想学研究科博士後期課程では，先端的諸問題の発見と解決ができる独創的な研究能力と事業能力を有するプロジェクトマネージャ及び研究者育成のために，以下のカリキュラムを編成する。

- (1) 事業構想の高度かつ先端的な専門知識と技術を修得するため，ビジネスデザイン系，ソーシャルデザイン系，空間デザイン系，情報デザイン系の演習科目を設ける。
- (2) 独創的な研究能力・実践能力を培うため異なる系の演習科目の修得を必修とし，多角的な視点からの発想力と分析力を培う。
- (3) 研究能力の育成及び着実な論文執筆のための研究指導科目を設ける。
- (4) 学修成果は，シラバスで設定されている各授業科目の到達目標及び成績評価基準に基づいて評価する。また，学位論文については，学位論文審査基準に基づいて評価する。

### (1) 修了要件

修了認定は、3年以上在学し所定の科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

授与する学位は博士とし、学位に付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

博士（事業構想学）：Doctor of Project Design

### (2) 指導教員・副指導教員

研究及び論文などへの適切な指導と助言を行うために、入学時に決定した指導教員に加えて、1名の副指導教員を定める。また必要に応じて、専任教員以外の副指導教員が加わる場合もある。

### (3) 教育課程

配当する科目は「事業構想学特別演習Ⅰ～Ⅳ、a又はb」（選択必修、各2単位）、「事業構想学特別研究」（必修、8単位）であり、これらを履修して修了要件単位数である16単位以上を満たす必要がある。

#### a) 特別演習（選択必修）

特別演習は、博士(後期3年の課程)の中心となる事業構想学特別研究を補助することを目的に、以下の4つの科目区分（系）に基づき設定される科目である。

- ① ビジネスデザイン系
- ② ソーシャルデザイン系
- ③ 空間デザイン系
- ④ 情報デザイン系

特別演習では、①～④の系内の専門分野を対象として、関連論文の輪読、先行研究のサーベイ、現実問題の理解と解決方法の実践・理解などにより、専門的知識を一層高めるとともに、研究の方法等を深める。また、有益であると認められる場合、企業等他の研究機関・施設と協力して指導することもある（企業インターンシップを含む。）。

履修にあたっては、以下の点に十分に注意する必要がある。

- ・指導教員が担当する科目2単位を必ず含み、合計8単位以上の特別演習を選択する。
- ・同一科目区分の特別演習a、bは、同時期に履修することはできない。また、a、bの順に履修することが望ましい。
- ・科目担当教員が異なっても同一の科目を履修することはできない。

b) 事業構想学特別研究（研究指導科目；必修）

事業構想学特別研究（研究指導科目）は、指導教員による博士論文作成のための指導科目であり、指導教員及び副指導教員により行われる。

指導教員との討論、議論等を通じて、研究テーマの選定、研究の進め方、研究計画、研究評価、学会等への発表計画、論文の構成等の綿密な指導により研究能力を高めるが、体系的かつ効果的な問題解決の実践及びその方法の修得、その課程の中から新原理の探求を目指す。

履修年次は1年次～3年次であり、博士論文の研究指導が完了（学位論文審査及び最終試験の合格が前提）した時点で8単位が与えられる。ただし、履修登録は毎年次において行う必要がある。

(4) 学位（博士）取得までのプロセス

学位（博士）取得までの標準的なプロセスを下表に示す。

表 学位（博士）取得までの標準的なプロセス

時期	内容
1年次	(入学時) 所定形式による研究計画書（第1次）の提出 (指導教員及び副指導教員名を記載) ※副指導教員の決定は、教授会承認とする。 研究指導計画書の提示（指導教員） (通年) 特別演習・特別研究（論文指導科目）履修 (前期末) 研究進捗確認（特別研究；主・副指導教員） (年度末) 研究計画書（第2次；論文形式）の提出 研究計画発表（博士後期課程教員合同指導） (教授会) 主査・副査候補（指導教員を含み3名以上）の選定
2年次	(通年) 特別演習・特別研究（論文指導）履修 (前期初) 研究指導計画書の提示（指導教員） (前期末) 研究進捗確認（特別研究；主・副指導教員） (年度末) 研究中間報告書（論文形式）の提出 研究中間発表（博士後期課程教員合同指導） (教授会) 博士論文執筆資格（博士候補）の審査および判定 (学力確認・単位修得状況・外形基準の達成状況) ※論文執筆資格を取得できなかった場合：以降の各学期末に再審査を実施
3年次	(通年) 特別研究（論文指導）履修 (前期初) 研究指導計画書の提示（指導教員） (前期末) 学位論文仮原稿の提出 仮原稿に基づく研究発表会の実施 予備審査着手可否判定（主査・副査合議） (後期) 予備審査委員会設置 論文審査（必要があれば修正） 予備審査委員会結審（不可の場合は前期の段階に戻る） 論文審査委員会設置 論文審査 最終試験（公開）の実施 審査委員会結審（不可の場合は前期の段階に戻る） 教授会議決（同上） 学位授与

- ① 指導教員の指導の下、博士論文に関する研究計画書（1次）を作成・提出し、それに基づいて研究に着手する。また、2年次末の執筆資格審査を考慮し、学会へ論文投稿計画を立案し、逐次、計画に基づいた学会発表や論文投稿を行う。
- ② 後期課程1年次年度末までに、博士論文の研究計画書（2次）を論文形式で作成し、研究計画発表会において発表し、他の研究科教員等からの意見を得る。
- ③ 後期課程2年次年度末には、博士論文の研究中間報告書（論文形式）を提出し、中間発表会において、指導教員以外の研究科教員等から意見を得る。また博士論文執筆資格（博士候補）の審査により、論文執筆資格を得る必要がある。
- ④ 後期課程3年次前期末には、学位論文仮原稿を提出する。それに基づく研究発表会を開催し、博士論文予備審査着手の可否を判定する。
- ⑤ ④の可否に応じて予備審査論文を提出し、予備審査委員会の指示により、必要な論文の修正等を行う。
- ⑥ 予備審査で合格となった場合、所定の期間に学位論文を添えて学位申請を行う。

#### (5) 学位論文審査基準および外形基準について

博士論文の審査では、学位論文審査基準〔資料5〕に基づき、以下の項目により評価が行われる。また学位申請に関わる外形基準（原則として第一著者である査読論文1編以上）が定められている。これらの審査基準・外形基準を十分に満たすことを確認しながら、研究を進めることが必要である。

#### 【博士論文における審査項目】

- ① テーマ・研究目的の妥当性
- ② 研究方法の適切性
- ③ 既存研究との関連付け
- ④ 新規性・独創性と有効性
- ⑤ 結論の論理性
- ⑥ 学会等への公表

#### (6) 履修モデル

履修モデルについては別途記載する。〔資料4〕

#### 4 参考資料

[資料 1]

### 授 業 科 目 の 概 要

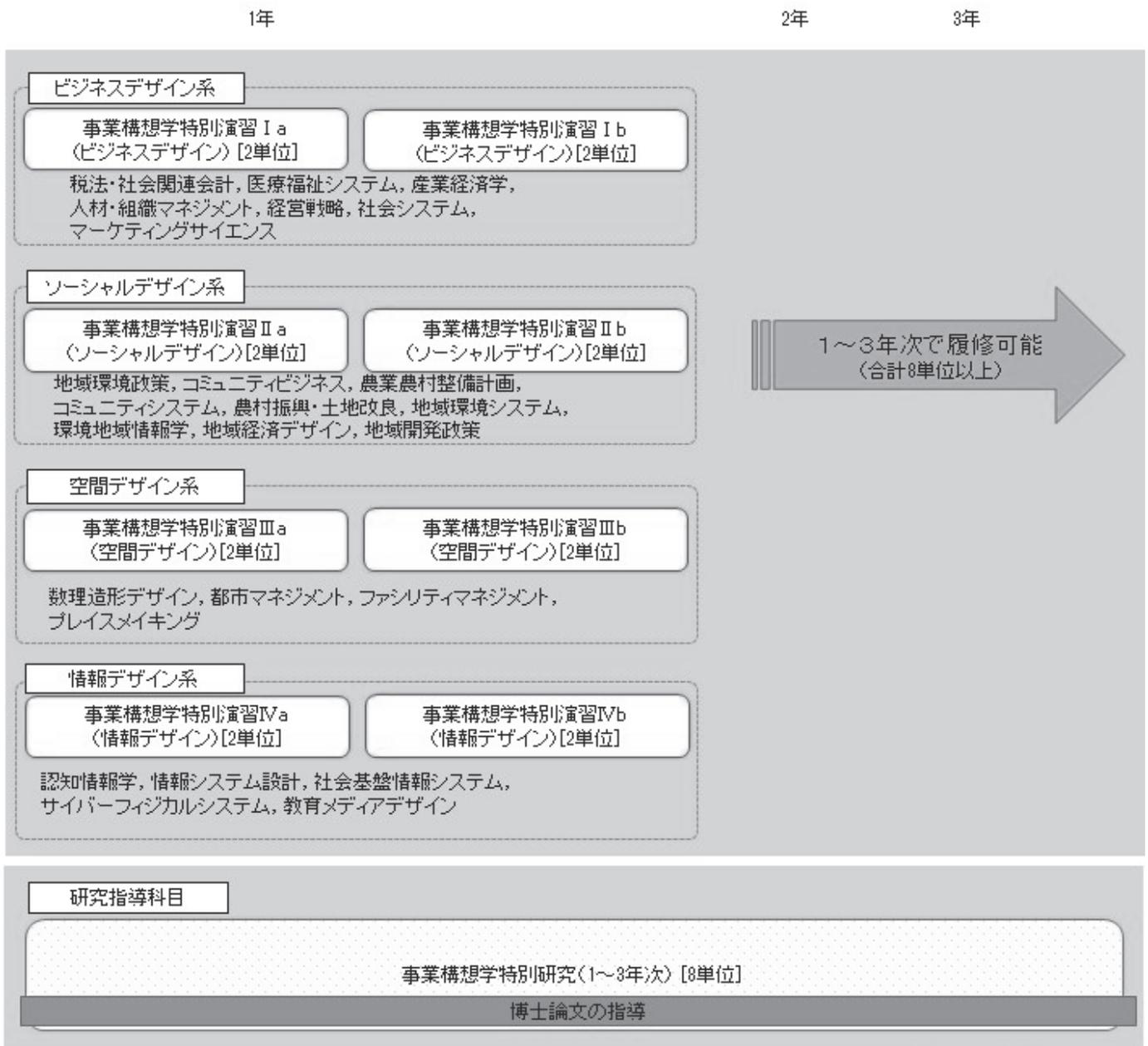
科目区分	演習科目
ビジネスデザイン系	事業構想学特別演習Ⅰa (ビジネスデザイン) 事業構想学特別演習Ⅰb (ビジネスデザイン)
ソーシャルデザイン系	事業構想学特別演習Ⅱa (ソーシャルデザイン) 事業構想学特別演習Ⅱb (ソーシャルデザイン)
空間デザイン系	事業構想学特別演習Ⅲa (空間デザイン) 事業構想学特別演習Ⅲb (空間デザイン)
情報デザイン系	事業構想学特別演習Ⅳa (情報デザイン) 事業構想学特別演習Ⅳb (情報デザイン)
共通 (研究指導科目)	事業構想学特別研究

科目別担当教員

科目区分	授業科目の名称	担当教員	専門分野
ビジネスデザイン系	事業構想学特別演習Ⅰa (ビジネスデザイン) 事業構想学特別演習Ⅰb (ビジネスデザイン)	教授 内田 直仁 教授 糟谷 昌志 教授 金子 浩一 教授 櫻木 晃裕 教授 澁田 一夫 教授 徳永 幸之 准教授 安藤 裕	税法・社会関連会計 医療福祉システム 産業経済学 人材・組織マネジメント サービスサイエンス 社会システム マーケティングサイエンス
ソーシャルデザイン系	事業構想学特別演習Ⅱa (ソーシャルデザイン) 事業構想学特別演習Ⅱb (ソーシャルデザイン)	教授 小沢 晴司 教授 風見 正三 教授 郷古 雅春 教授 藤澤 由和 教授 千葉 克己 准教授 石内 鉄平 准教授 佐々木 秀之 准教授 高橋 信人 准教授 宮崎 義久 助教 中沢 峻	地域環境政策 コミュニティビジネス 農業農村整備計画 コミュニティシステム 農村振興・土地改良 地域環境システム 地域開発政策 環境地域情報学 地域経済デザイン 防災マネジメント
空間デザイン系	事業構想学特別演習Ⅲa (空間デザイン) 事業構想学特別演習Ⅲb (空間デザイン)	教授 土岐 謙次 准教授 小地沢 将之 准教授 永井 秀幸 助教 友渕 貴之	数理造形デザイン 都市マネジメント ファシリティマネジメント プレイスメイキング
情報デザイン系	事業構想学特別演習Ⅳa (情報デザイン) 事業構想学特別演習Ⅳb (情報デザイン)	教授 太田 賢 教授 茅原 拓朗 教授 須栗 裕樹 教授 蒔苗 耕司 助教 薄井 洋子	サイバーフィジカルシステム 認知情報学 情報システム設計 社会基盤情報システム 教育メディアデザイン
	事業構想学特別研究	研究指導教員	

※)各科目のシラバスは、事務教務システムで確認できます。

※)令和6年2月時点



各系特別演習科目は、指導教員が担当する科目2単位を必ず含み、合計8単位以上を選択し、特別研究8単位と合わせ、修了要件単位数(16単位以上)を満たすよう履修する必要がある。

演習

研究

事業構想学研究科 後期 科目関連図

## 学位取得までの履修モデル (ビジネスデザイン系)

研究テーマ：特別研究において人材組織マネジメントに関する研究を行う。

学位取得後の進路：人材組織マネジメントに関する上級コンサルタントや研究者を目指す。

修士課程からの進学者、留学生、社会人等

入学

	特別演習 (演習科目各 2 単位)	事業構想学特別研究 (研究指導科目 8 単位)	学生への課題など
1 年 次	事業構想学 特別演習 I a・I b [人材・組織マネジメント]	特別研究 [人材・組織マネジメント] 研究テーマ及び 研究計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究テーマ策定</li> <li>● 指導教員・副指導教員決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学会等で研究発表</li> <li>● 研究計画書の提出及び 研究計画発表</li> </ul>
2 年 次	事業構想学 特別演習 II a [コミュニティシステム] 事業構想学 特別演習 II b [コミュニティビジネス]	特別研究 [人材・組織マネジメント] 研究活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 論文投稿</li> <li>● 国際会議、学会研究発表</li> <li>● 学位論文中間報告書の 提出及び中間発表</li> <li>● 博士論文執筆資格の取得</li> </ul>
3 年 次		特別研究 [人材・組織マネジメント] 博士論文の 取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 論文投稿</li> <li>● 学位論文作成</li> <li>● 予備審査申請</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学位審査申請 (学位論文の提出)</li> <li>● 最終試験</li> </ul>

修了  
要件

原則 3 年以上在学し、特別演習 8 単位以上（指導教員が担当する科目 2 単位を必ず含むこと）及び事業構想学特別研究 8 単位の合計 16 単位以上を修得した上、博士論文審査及び試験に合格すること。

修了後

学位取得後の進路イメージ：人材組織分野の指導的技術者／研究者／起業等。

コンサルタント、シンクタンクの上席研究員など。

## 学位取得までの履修モデル (ソーシャルデザイン系)

研究テーマ：特別研究においてコミュニティビジネスの研究を行う。

学位取得後の進路：コミュニティビジネス分野の指導的技術者や研究者を目指す。

修士課程からの進学者、留学生、社会人等

入学

	特別演習 (演習科目各 2 単位)	事業構想学特別研究 (研究指導科目 8 単位)	学生への課題など
1 年 次	事業構想学 特別演習Ⅱa・Ⅱb [コミュニティビジネス]	特別研究 [コミュニティビジネス] 研究テーマ及び 研究計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究テーマ策定</li> <li>● 指導教員・副指導教員決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学会等で研究発表</li> <li>● 研究計画書の提出及び 研究計画発表</li> </ul>
2 年 次	事業構想学 特別演習Ⅰa [経営戦略] 事業構想学 特別演習Ⅳb [サイバーフィジカルシステム]	特別研究 [コミュニティビジネス] 研究活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 論文投稿</li> <li>● 国際会議、学会研究発表</li> <li>● 学位論文中間報告の提出 及び発表</li> <li>● 博士論文執筆資格の取得</li> </ul>
3 年 次		特別研究 [コミュニティビジネス] 博士論文の 取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 論文投稿</li> <li>● 学位論文作成</li> <li>● 予備審査申請</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学位審査申請 (学位論文の提出)</li> <li>● 最終試験</li> </ul>

修了  
要件

原則 3 年以上在学し、特別演習 8 単位以上（指導教員が担当する科目 2 単位を必ず含むこと）及び事業構想学特別研究 8 単位の合計 16 単位以上を修得した上、博士論文審査及び試験に合格すること。

修了後

学位取得後の進路イメージ：コミュニティビジネス分野の指導的技術者／研究者／起業等。

コンサルタント、シンクタンクの上席研究員など。

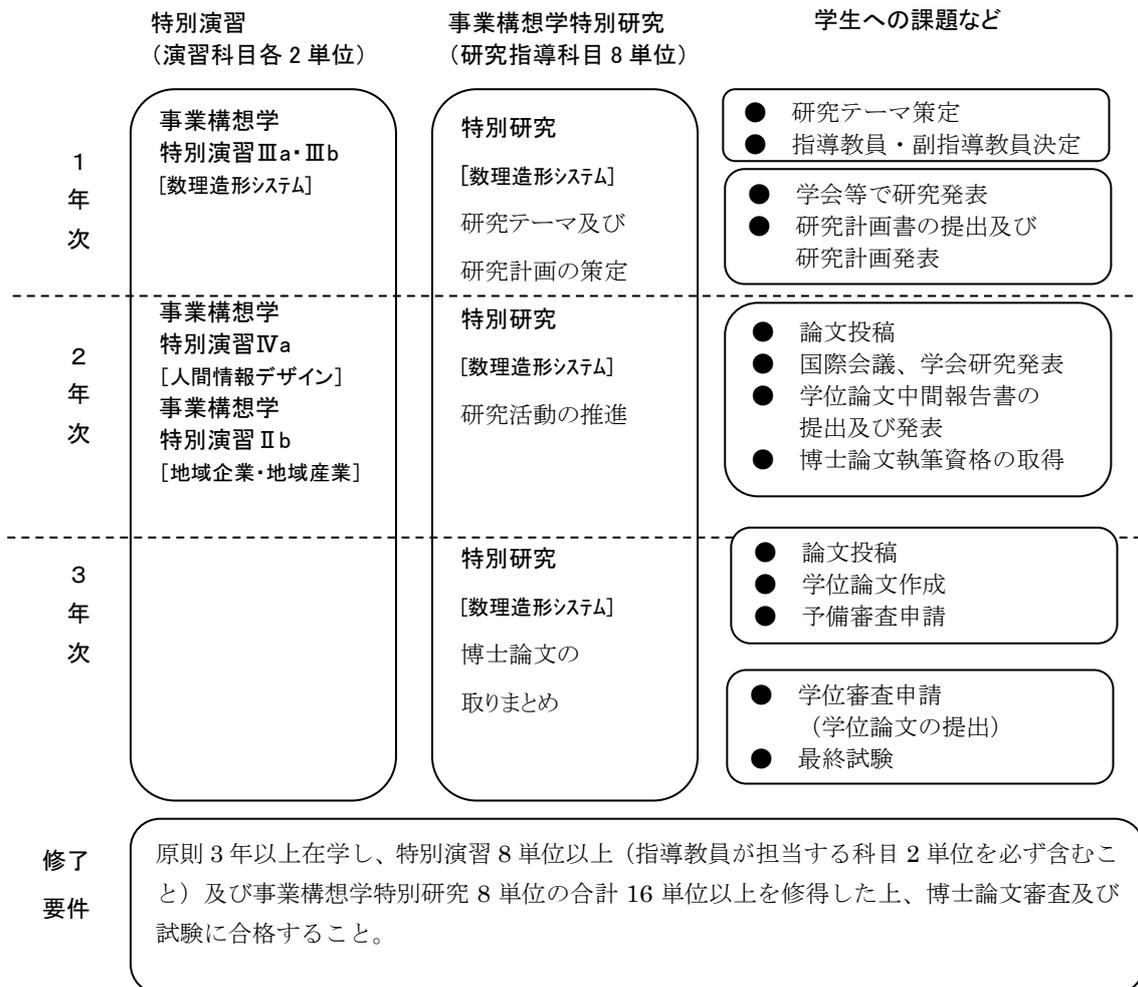
## 学位取得までの履修モデル (空間デザイン系)

研究テーマ：特別研究において地域の伝統工芸とデジタル造形技術の融合に関する研究を行う。

学位取得後の進路：デジタル造形分野での指導的技術者や研究者を目指す。

修士課程からの進学者、留学生、社会人等

入学



修了後

学位取得後の進路イメージ：デザイン関連企業における指導的デザイナー，  
独立デザイナー／研究者など。

## 学位取得までの履修モデル (情報デザイン系)

**研究テーマ:** 特別研究において地域行政を対象としたデジタルトランスフォーメーション(DX)の研究を行う。

**学位取得後の進路:** 指導的技術者や研究者を目指す。

修士課程からの進学者、留学生、社会人等

入学

	特別演習 (演習科目各 2 単位)	事業構想学特別研究 (研究指導科目 8 単位)	学生への課題など
1 年 次	事業構想学 特別演習Ⅳa [情報システム設計] 事業構想学 特別演習Ⅰb [社会システム]	<b>特別研究</b> [情報システム設計] 研究テーマ及び 研究計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究テーマ策定</li> <li>● 指導教員・副指導教員決定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学会等で研究発表</li> <li>● 研究計画書の提出及び 研究計画発表</li> </ul>
2 年 次	事業構想学 特別演習Ⅳa [社会基盤情報システム] 事業構想学 特別演習Ⅱb [環境地域情報学]	<b>特別研究</b> [情報システム設計] 研究活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 論文投稿</li> <li>● 国際会議、学会研究発表</li> <li>● 学位論文中間報告書の 提出及び中間発表</li> <li>● 博士論文執筆資格の取得</li> </ul>
3 年 次		<b>特別研究</b> [情報システム設計] 博士論文の 取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 論文投稿</li> <li>● 学位論文作成</li> <li>● 予備審査申請</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学位審査申請 (学位論文の提出)</li> <li>● 最終試験</li> </ul>

修了  
要件

原則 3 年以上在学し、特別演習 8 単位以上（指導教員が担当する科目 2 単位を必ず含むこと）及び事業構想学特別研究 8 単位の合計 16 単位以上を修得した上、博士論文審査及び試験に合格すること。

修了後

**学位取得後の進路イメージ:** 行政機関やソフトウェア情報企業における指導的技術者・研究者など。

## 学位論文審査基準について（博士後期課程）

### 【学位（博士）論文審査基準】

博士学位論文の審査にあたっては、ディプロマポリシーに基づき、以下の項目について総合的に評価する。

- (1) (テーマ・研究目的の妥当性) 適切なテーマが設定され、その研究目的が明確であること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究目的に合致した適切な方法・手法によって論文が議論されていること。
- (3) (既存研究との関連付け) 当該分野の既存研究が十分レビューされており、それらと関連づけて論旨が展開されていること。
- (4) (新規性・独創性と有効性) 当該研究領域において学術的な新規性と独創性が認められ、その成果が有効であること。
- (5) (結論の論理性) 論文の構成と体裁が整っていること。論旨の展開が論理的であり、整合的な結論が得られていること。また、文章表現、図表、データ等が、適切に用いられていること。
- (6) (学会等への公表) 研究成果が査読付き学術雑誌等において公刊、あるいは採録決定されることで、当該専門分野の学会等から適切な評価を受けていること。

### 【課程博士の学位申請に関わる外形基準】

- (1) 学位論文提出時点で、学位論文が原則査読のある雑誌等 (\*1) に掲載された (あるいは掲載が確定した) 論文 1 編以上の内容 (\*2) を含んで構成されていること。なお、原則として申請者が第一著者 (\*3) である論文 1 編以上を含んでいること。
- (2) 博士論文の提出に際しては、指導教員の許可を得ていること。

\*1：学問分野別に、雑誌等の範囲を柔軟に解釈できるものとする。例えば、査読プロセスを有する国際会議論文であれば、雑誌同等の論文とみなすなどの措置をとることができることを意味する。その詳細については、学問分野別に定める。

\*2：学位論文に必要な論文数及び学位論文の内容の構成については、学問分野別に定める。

\*3：アルファベット順に著書名を書く習慣のある学問分野では、「第一著者」の趣旨を十分理解し、柔軟に運用に当たる。

参 考
-----

【論文博士（宮城大学学位規程第3条第4項）の学位申請に関わる外形基準】

（1）学位論文提出時点で、学位論文が原則査読のある雑誌等（\*1）に掲載された（あるいは掲載が確定した）論文2編以上の内容（\*2）を含んで構成されていること。なお、原則として申請者が第一著者（\*3）である論文2編以上を含んでいること。

（2）博士論文の提出に際しては、本研究科博士後期課程教授の推薦を得ていること。ただし、宮城大学学位規程第4条第3項に該当する場合には、指導教員の許可によるものとする。

\*1：学問分野別に、雑誌等の範囲を柔軟に解釈できるものとする。例えば、査読プロセスを有する国際会議論文であれば、雑誌同等の論文とみなすなどの措置をとることができることを意味する。その詳細については、学問分野別に定める。

\*2：学位論文に必要な論文数及び学位論文の内容の構成については、学問分野別に定める。

\*3：アルファベット順に著書名を書く習慣のある学問分野では、「第一著者」の趣旨を十分理解し、柔軟に運用に当たる。

※本基準は平成29年4月1日より適用する（平成26年度以前に本研究科博士後期課程に入学した者を除く）。

# 関係規程

※関係規程は今後改正となる場合があります。

最新版の規程は学内ウェブサイトに掲載しますので、必ずご確認ください。

## 宮城大学大学院学則

平成29年4月1日

平成28年宮城大学規則第5号

## 目次

- 第1節 目的等（第1条・第2条）
- 第2節 教育の目的（第3条―第5条）
- 第3節 学年，学期及び休業日（第6条―第8条）
- 第4節 入学，標準修業年限及び在学年限（第9条―第18条）
- 第5節 学籍及び学籍の異動（第19条―第24条）
- 第6節 賞罰（第25条・第26条）
- 第7節 教育課程（第27条―第36条）
- 第8節 課程の修了，学位（第37条・第38条）
- 第9節 研究生，科目等履修生及び特別聴講生（第39条―第42条）
- 第10節 授業料等（第43条）
- 第11節 その他（第44条・第45条）

## 第1節 目的等

## （趣旨）

第1条 この規則は，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第4条に規定する事項及び本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の修学上必要な事項について定める。

## （目的）

第2条 本学大学院は，地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護，事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し，その深奥をきわめて，学術文化の振興に資するとともに，地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

## 第2節 教育の目的

## （大学院）

第3条 本学大学院に，看護学研究科，事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く課程，専攻及び学生の定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	10人	20人
		博士課程後期課程	3人	9人
事業構想学研究科	事業構想学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	20人	40人
		博士課程後期課程	3人	9人
食産業学研究科	食産業学専攻	博士課程前期課程	13人	26人

	(修士課程) 博士課程後期課程	3人	9人
--	--------------------	----	----

3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第4条 本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

二 事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。

三 食産業学研究科

豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

（職員組織）

第5条 本学大学院に、教員、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第3節 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業の開始日は、別に定める。

（休業日）

第8条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 三 開学記念日5月1日
  - 四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日
- 2 前項の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、別に定める。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日で

あっても授業を行うことができる。

#### 第4節 入学、標準修業年限及び在学年限

(博士前期課程の入学資格)

第9条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者
- 二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 九 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、それぞれ本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十一 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第10条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職

学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 施行規則第156条第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第12条 学長は、前条の規定により本学大学院への入学を志願する者に対し、選考を行い、合格者を決定する。

2 合格者の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第13条 学長は、前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

2 前条の規定により入学の許可を受けた者は、誓約書、保証書その他の書類を学長に提出するとともに、別に定める入学金を納付しなければならない。

3 学長は、前項の入学手続を完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

4 前2条及び前3項に規定するもののほか、入学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第14条 学長は、外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考を行い、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると認めた者は、後期の始めとすることができる。

(標準修業年限及び在学年限)

第16条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の在学年限は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えない範囲内で、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

## 第2編教育 大学院学則

第17条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、前条の規定にかかわらず、別に定める。

### (再入学)

第18条 学長は、本学大学院を退学した者又は第24条第1号から第3号までの規定により本学大学院を除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考を行い、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内とする。

## 第5節 学籍及び学籍の異動

### (学籍)

第19条 学生の学籍は、学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

### (休学)

第20条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項及び前項の休学の期間は1か月単位とし、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受けて2年まで延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、修業した期間（以下「修業期間」という。）及び在学した期間（以下「在学期間」という。）に算入しない。

### (復学)

第21条 休学の期間が満了したとき、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病により前項の申請を行う場合には、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

### (留学)

第22条 外国の大学、短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

### (退学)

第23条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

### (除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 在学年限を超えた者
- 三 休学の期間を超えてなお復学しない者

四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6節 賞罰

(表彰)

第25条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、表彰する。

(懲戒)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者を、懲戒に処する。

- 一 法令及び大学院学則等の本学の規則規程に違反する行為
  - 二 試験等において不正を行う行為
  - 三 他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為
  - 四 本学の秩序を乱し、又は本学の名誉や信用を傷つける行為
  - 五 その他学生として不適切な行為
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。
- 3 停学の期間は、2週間又は1か月以上1年以内の一定月数とする。
- 4 停学の期間は、修業期間に算入しない。ただし、停学の期間が通算して2か月未満のときは、修業期間に算入する。
- 5 停学の期間は、在学期間に算入する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、期間を短縮することが適切であると判断した場合には、学長はその期間を短縮することができる。

第7節 教育課程

(教育課程の編成、実施及び改善)

- 第27条 本学大学院は、第2条及び第4条に掲げる目的を達成するために、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 前項の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。
  - 3 本学大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。
  - 4 前3項に定めるもののほか、教育課程の編成、実施及び改善に関して必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

- 第28条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。
- 2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(授業及び研究指導の方法)

- 第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

## 第2編教育 大学院学則

- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

### (他の大学院等における研究指導)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

### (授業科目)

第31条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、それぞれ別表のとおりとする。

- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項は、別に定める。

### (単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

### (成績の評価・単位の認定)

第33条 学生の期末の成績は、当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

- 2 前項の学生の学修到達度は、試験その他の本学が定める適切な方法によって評価するものとする。
- 3 前項の学修到達度による評価は、秀、優、良、可又は不可の5段階で表し、秀、優、良及び可を当該科目履修の合格とし、当該科目の単位を認定する。
- 4 試験の受験資格及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

### (他の研究科の授業科目の履修)

第34条 学生は、博士前期課程において、学長の承認を得て、15単位を超えない範囲で、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

### (他の大学院における授業科目の履修)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、他の大学院（外国の大学院を

含む。)との協議又は協定等に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により修得した単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院(本学大学院の他の研究科及び外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、15単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 学長は、学生が前項の規定により修得したものとみなした単位を別に定めるところにより、第37条第1項に規定する修了必要単位数に含めることができる。

### 第8節 課程の修了、学位

(博士前期課程の修了)

第37条 博士前期課程の修了は、当該博士前期課程に2年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したものに対し、学長が認定する。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第36条第1項の規定により当該博士前期課程に入学する前に修得した単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該博士前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、別に定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該博士前期課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 学長は、博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

(博士後期課程の修了)

第38条 博士後期課程の修了は、当該博士後期課程に3年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに対し、学長が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。

一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第10条第2号から第7号に該当する者 1年

二 博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 博士前期課程における在学期間を含め 3年

3 学長は、博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

### 第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(研究生)

第39条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考を行い、研究生として入学を許可することができる。

2 研究科の研究生として入学できる者は、大学院の修士課程又は博士課程を修了するかこれと同等以上の学力があり、それぞれの課程での必要な研究能力を持つと認めるものとする。

(科目等履修生)

第40条 学長は、次条に規定するもののほか、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、選考を行い、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第41条 学長は、他の大学、短期大学又は大学院等の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学、短期大学又は大学院等との協議又は協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する取扱い)

第42条 この節に規定するもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10節 授業料等

(授業料、入学者選抜手数料等)

第43条 この学則に規定するもののほか、授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11節 その他

(大学院学則の改廃等)

第44条 大学院学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 前項の理事会の審議に先立ち、教育研究審議会の議を経るものとする。

(委任)

第45条 この大学院学則の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

附 則 (H28.2.24 第106回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するもの（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 第2編教育 大学院学則

### 附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後の宮城大学大学院学則別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則 (R2.2.26 第158回理事会)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則 (R2.4.22 第160回理事会)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月22日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）についても、第29条を適用する。

### 附 則 (R2.11.25 第167回理事会)

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

### 附 則 (R3.2.24 第171回理事会)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

### 附 則 (R4.2.22 第183回理事会)

## 第2編教育 大学院学則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係）1看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）は、令和4年度看護学研究科博士前期課程入学者から適用する。
- 3 施行日の前日において看護学研究科博士前期課程に在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後別表にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則（R5.2.22 第196回理事会）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）及び4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日という。」）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

### 附 則（R6.2.28 第208回理事会）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 2 看護学研究科看護学専攻博士課程（後期3年の課程）及び3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日という。」）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

## 1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習Ⅰ		2		
基礎看護学演習Ⅱ		2		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習Ⅰ		2		
看護管理学演習Ⅱ		2		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護学援助論		2		
成人健康看護学演習Ⅰ		2		
成人健康看護学演習Ⅱ		2		
がん病態生理学		2		
がん看護学特論Ⅰ		2		
がん看護学特論Ⅱ		2		
がん看護学援助論Ⅰ		2		
がん看護学援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		4		
がん看護学実習Ⅱ		3		
がん看護学実習Ⅲ		3		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護学援助論		2		
精神健康看護学演習Ⅰ		2		
精神健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学特論Ⅰ		2		
老年健康看護学特論Ⅱ		2		
老年医療学		2		
老年健康看護学援助論Ⅰ		2		
老年健康看護学援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学演習Ⅰ		2		
老年健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学実習Ⅰ		4		
老年健康看護学実習Ⅱ		3		
老年健康看護学実習Ⅲ		3		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護学援助論		2		
母性健康看護学演習Ⅰ		2		
母性健康看護学演習Ⅱ		2		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護学援助論		2		
小児健康看護学演習Ⅰ		2		
小児健康看護学演習Ⅱ		2		

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論Ⅰ		2		
地域健康看護学特論Ⅱ		2		
地域健康看護学演習Ⅰ		2		
地域健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学特論Ⅰ		2		
在宅健康看護学特論Ⅱ		2		
在宅健康看護学演習Ⅰ		2		
在宅健康看護学演習Ⅱ		2		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究方法特論		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護理論		2		
看護教育学		2		
フィジカルアセスメント		2		
病態生理学		2		
臨床薬理学		2		
災害看護学		2		
保健情報学		2		
在宅医療学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学概論	1			
研究方法特論		2		
ケア実装特論		2		
看護管理特論		1		
看護教育特論		1		
生涯健康支援看護学特論	2			
生涯健康支援看護学演習	2			
生涯健康支援看護学特別研究	6			

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

## 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
マネジメント		2		
会計学		2		
ファイナンス		2		
ストラテジー		2		
マーケティング		2		
経済システム		2		
社会システム		2		
医療福祉システム		2		
ITマネジメント		2		
サービスサイエンス		2		
税法I		2		
税法II		2		
オペレーションズリサーチ		2		
データビジネス		2		
グローバルビジネス		1		
ビジネスデザイン特別講義		1		
地域創生政策		2		
地域開発政策		2		
地域経済分析		2		
地域情報分析		2		
コミュニティビジネス		2		
ソーシャルキャピタル		2		
地域環境システム		2		
地域農村開発マネジメント		2		
地域と食農		2		
地域経済デザイン		2		
防災マネジメント		2		
ソーシャルデザイン特別講義		1		
文化環境デザイン		2		
スペキュラティブデザイン		2		
デザインマネジメント		2		
地域計画		2		
素材・造形デザイン		2		
空間活用事業		2		
建築プログラミング		2		
プレイスメイキング		2		
空間デザイン特別講義		1		
知能メディアデザイン		2		
感性情報アナリシス		2		
感性メディアデザイン		2		
空間メディアシステム		2		
インタラクションデザイン		2		
知的情報アナリシス		2		
情報システムデザイン		2		
教育メディアデザイン		2		
情報デザイン特別講義		1		
英語特論		2		
プロジェクト研究		4		
CP 特別演習		2		
CP プロジェクト研究		2		
事業構想基礎講座	1			

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

## 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
プロジェクトデザイン演習Ⅰ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅱ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅲ	4			
プロジェクトデザイン演習Ⅳ	4			
空間デザイン特別演習 AⅠ		2		
空間デザイン特別演習 AⅡ		2		
空間デザイン特別演習 BⅠ		2		
空間デザイン特別演習 BⅡ		2		

## 4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
事業構想学特別演習Ⅰa (ビジネスデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅰb (ビジネスデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅱa (ソーシャルデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅱb (ソーシャルデザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅲa (空間デザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅲb (空間デザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅳa (情報デザイン系)		2		
事業構想学特別演習Ⅳb (情報デザイン系)		2		
事業構想学特別研究	8			

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

## 5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(前期2年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究特論	2			
食産業学演習A		2		食産業学演習A, 食産業学演習Bは, 選択必修
食産業学演習B		2		
栄養機能科学特論		2		6科目から2科目4単位を選択必修
食産業生物学特論		2		
食感性工学科学特論		2		
フードシステム特論		2		
食産業政策特論		2		
データサイエンス特論		2		
フードサービス特論		2		
食料経済特論		2		
食品マーケティング特論		2		
食品企業経営戦略特論		2		
投資・企業評価特論		2		
食品開発学特論		2		
微生物工学特論		2		
食品素材加工特論		2		
食品安全マネジメント特論		2		
調理科学特論		2		
地域農業戦略特論		2		
アグリサイエンス		2		
アニマルサイエンス		2		
作物・園芸生産特論		2		
植物機能開発特論		2		
動物生理機能特論		2		
資源循環型畜産特論		2		
植物生産環境特論		2		
水圏生物生産科学特論		2		
農地水利環境特論		2		
多面的機能特論		2		
生産環境情報特論		2		
資源循環システム特論		2		
地域農業戦略特論		2		
インターンシップ		2		
プロジェクト研究A		4		
プロジェクト研究B		4		
食産業学特別研究A		4		
食産業学特別研究B		4		

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

## 5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究法	2			
食産業オミクス論	2			
サイエンス・コミュニケーション	2			
食産業とグローバル化特論		2		
食材生産特論		2		
食品加工特論		2		
食農環境特論		2		
食産業経済経営特論		2		
食材生産特別演習		1		
食品加工特別演習		1		
食農環境特別演習		1		
食産業経済経営特別演習		1		
食産業学特別研究	6			

# 宮城大学学位規程

平成21年4月1日  
規程第37号

## (趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（平成21年4月1日規則第2号）第41条第5項及び宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第5号）の規定に基づき、宮城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

## (授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

## (学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項の定めにより学位の申請をしようとする者は、学位申請書（様式1）に学位論文（修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題についての研究成果。以下同じ。）その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。

2 前条第4項の定めにより博士の学位の申請をしようとする者は、学位申請書（様式1）に学位論文その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に提出し、かつ、所定の学位論文審査手数料を納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学したものが、退学したときから3年以内に学位の申請をした場合は、学位論文審査手数料の納付を免除するものとする。

## (学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

## (学位論文審査委員会)

第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会は、当該研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

2 審査委員会は、主査1名、副査2名以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

## (学位論文審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

## (学力の確認)

第7条の2 第3条第4項の定めにより本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

## 第2編教育 学位規程

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから3年以内に博士の学位の申請をした場合には、学力の確認を免除することができる。

### (審査期間)

第7条の3 学位論文の審査は、第3条第2項及び第3項の定めにより申請した者については、学位申請者の在学期間内に終了するものとする。

2 第3条第4項の定めにより申請した者については、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

### (審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

### (議決)

第9条 研究科教授会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の可否並びに学位授与の可否について議決を行う。

2 前項の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

### (審査結果の報告)

第10条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

### (学位の授与)

第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。

2 学長は、修士又は博士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

### (専攻分野の付記)

第12条 第3条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表に掲げるとおりとする。

### (学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「宮城大学」と冠するものとする。

### (博士論文要旨等の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

### (博士論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。

4 前3項の規定により博士論文を公表する場合には、宮城大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科教授会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、学士の学位について必要な事項は教授会において、修士又は博士の学位に関して必要な事項は研究科教授会において別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条の改正規定は、平成15年2月26日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成15年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（H21.4.1 第1回理事会）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（H22.6.28 第24回理事会）

この規程は、平成22年6月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（H23.11.30 第48回理事会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（H25.2.27 第66回理事会）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（H25.9.25 第73回理事会）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程第14条及び第15条の規定は、施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R4.3.23 第184回理事会)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第12条関係）は、令和4年度食産業学群入学者から適用し、この規程の施行日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

様式1（第4条関係）

(1) 修士（第3条第2項によるもの）

学位（修士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 専攻 ○○○○課程

学籍番号

氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士（            学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果            3部（正本1部，副本2部）

(2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨            3部

((3) 関係資料            3部)

(2) 博士（第3条第3項によるもの）

学位（博士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科

専攻 博士後期課程

学籍番号

氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、博士（ 学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 博士論文 3部（正本1部，副本2部）

(2) 博士論文要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

(3) 博士（第3条第4項によるもの）

## 学位（博士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

審査希望  
氏 名

研究科  
印

宮城大学学位規程第4条第2項又は第3項の規定に基づき、下記書類及び論文審査料を添えて、博士（ 学）の学位を申請します。

### 記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 博士論文 3部（正本1部，副本2部）

(2) 博士論文要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

3 論文審査料

※57,000円，別に定める方法にて納付後，コピーを添付

※第4条第3項により論文審査料が免除されるものにあつては，在籍期間を証明する書類

様式2（第11条第1項関係）

(1)学士（第3条第1項によるもの）

第	号	卒業証書・学位記		氏 名	
				年月日生	
<p>本学〇〇学群〇〇学類（〇〇コース※）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する。</p>					
年 月 日					
大学印		宮城大学長 氏 名 印			

※) コースについては，事業構想学群，食産業学群のみ表記する。

※) 用紙は，日本工業規格A列4番とする。

(2)修士（第3条第2項によるもの）

修第	号	学位記		氏 名	
				年月日生	
<p>本学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の〇〇〇〇課程を修了したので修士（〇〇学）の学位を授与する。</p>					
年 月 日					
大学印		宮城大学長 氏 名 印			

※) 用紙は，日本工業規格A列4番とする。

(3)博士（第3条第3項によるもの）

博第	号	学位記		氏 名	
				年月日生	
<p>本学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（〇〇学）の学位を授与する。</p>					
年 月 日					
大学印		宮城大学長 氏 名 印			

※) 用紙は，日本工業規格A列4番とする。

(4)博士（第3条第4項によるもの）

博第	号	学位記	
			氏 名 年月日生
<p>本学に博士の学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したことを認め博士（〇〇学）の学位を授与する。</p>			
年 月 日			
大学印	宮城大学長		氏 名 印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別表（第12条関係）

(1) 学士の学位に付記するもの

学群学類等の名称	専攻分野の名称
看護学群看護学類	看護学
事業構想学群事業プランニング学類	事業プランニング学
事業構想学群地域創生学類	地域創生学
事業構想学群価値創造デザイン学類	価値創造デザイン学
食産業学群生物生産学類	食産業学
食産業学群フードマネジメント学類	

(2) 修士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

(3) 博士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

## 宮城大学9月修了・卒業に関する規程

平成21年4月1日

規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第43条及び宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条第2項及び第38条第2項の規定に基づき、9月修了・卒業に関し必要な事項を定める。

(届出)

第2条 前期において学則第41条第1項及び大学院学則第37条及び第38条に規定する修了要件を満たすことが見込まれる学生で9月修了・卒業を希望する者（以下「9月修了・卒業希望者」という。）は、別に定める前期の授業科目履修登録期限までに、別紙様式により、学長に9月修了・卒業希望届（以下「希望届」という。）を提出しなければならない。ただし、学則第14条ただし書及び大学院学則第15条ただし書の規定により後期の始めに入学し、かつ、在学期間中に修了要件を満たすことが見込まれる学生については、希望届の提出を要しないものとする。

(修了・卒業の認定)

第3条 学長は、9月修了・卒業希望者から前条に規定する希望届の提出があったときは、当該学生が所属する学群又は研究科の教授会に、9月修了・卒業希望者の前期成績に係る確認会議を開催させ、修了・卒業の可否を審議させるものとする。

2 学長は、前項に規定する会議において、9月修了・卒業希望者が学則第41条第1項及び大学院学則第37条及び第38条に規定する修了要件を満たしたと判断されたときは、9月修了・卒業希望者に対し修了・卒業を認定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年9月に修了・卒業する学生から適用する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第2編教育 9月修了・卒業に関する規程

別紙様式

(1) 大学院用

9月修了希望届

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科	課程	学年
学籍番号		
氏名		印
電話番号		

私は、 年9月に修了を希望するので、宮城大学9月修了・卒業に関する規程第2条に基づき届けます。

記

1 9月修了を希望する理由		
2 修得済単位数		単位
3 通算在籍期間※1	年	ヶ月
4 修了要件に不足する科目群及び単位数	科目	単位
	合計	単位
5 学位論文及び最終試験の結果※2	学位論文 提出	・ 未提出
	最終試験 合格	・ 不合格
6 前期履修予定科目及び単位数	(科目名)	: 単位
	(科目名)	: 単位
7 学位論文の審査申請※2	学位論文 申請する	・ 申請

※1「通算在籍期間」は、前年度の3月31日現在で算定した期間を記入すること。

※2 学位論文に代えて特定課題についての研究成果を選択した場合は、当該研究成果に関し記入すること。

事務局受理欄	履修登録確認欄

※ 事務局職員は、成績原簿を本届に添付し、修得済み単位数、修了要件不足単位数等を確認すること。

第2編教育 9月修了・卒業に関する規程

別紙様式  
(2) 学群用

9 月 卒 業 希 望 届

年 月 日

宮城大学長 殿

学群	学類	コース	学年
学籍番号			
氏 名			印
電話番号			

私は、 年9月に卒業を希望するので、宮城大学9月修了・卒業に関する規程第2条に基づき届けます。

記

1 9月卒業を希望する理由			
2 修得済単位数			単位
3 通算在籍期間※	年		ヶ月
4 卒業要件に不足する科目群及び単位数	科目	単位	
	合計	単位	
5 前期履修予定科目及び単位数	(科目名)	:	単位
	(科目名)	:	単位

※ 「通算在籍期間」は、前年度の3月31日現在で算定した期間を記入すること。

事務局受理欄	履修登録確認欄

※ 事務局職員は、成績原簿を本届に添付し、修得済み単位数、卒業要件不足単位数等を確認すること。

## 宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程

平成21年4月1日

規程第35号

### (趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号。以下「大学院学則」という。）第31条第2項の規定により、事業構想学研究科の授業科目の履修の履修方法、成績の評価及び単位の認定に関し、必要な事項を定める。

### (授業科目等)

第2条 事業構想学研究科の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は別表のとおりとする。

2 大学院学則第29条第2項に定める授業の方法により実施する授業科目については、別に定める。

### (履修コースの設定)

第3条 博士前期課程に、履修コースとして「学術研究コース」及び「高度職業人育成コース」を設ける。

### (履修コースの選択及び変更)

第4条 博士前期課程の学生は、前条に規定する履修コースのいずれかを選択し、入学した年度の4月末までに様式第1号により、その選択した履修コースを事業構想学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の規定により選択した履修コースの変更を希望する学生は、別に定める日までに様式第2号により研究科長に履修コースの変更許可申請を行い、その許可を得なければならない。

### (指導教員・副指導教員)

第5条 事業構想学研究科の学生（以下「学生」という。）の研究及び論文などへの適切な指導と助言を行うために指導教員及び副指導教員を置く。

2 学生ごとに、指導教員1名及び副指導教員1名を定める。

3 指導教員及び副指導教員は、専任教員をもって充てる。ただし、事業構想学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が認めた場合は、専任教員以外の副指導教員を加えることができる。

4 指導教員及び副指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

### (履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、指定された方法により、履修登録を行わなければならない。

### (履修登録の制限)

第7条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- 一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
- 二 既に単位を修得した授業科目

## 第2編教育 事業構想学研究科履修規程

- 2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。
- 3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

### (試験)

第8条 大学院学則第33条第2項に定める試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、随時試験を行うことができる。
- 3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題（レポート・制作物等）により行う。
- 4 次のいずれかに該当する学生は、試験を受験することができない。
  - 一 履修登録をしていない学生
  - 二 筆記試験、口述試験、実技試験の開始時刻に20分を超えて遅参した学生

### (成績評価等)

第9条 学生の期末の成績は、あらかじめシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

- 2 学修到達度の評価は、試験若しくはシラバスで示す授業形態に応じた適切な方法のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とし、合格した者に所定の単位を与える。

評価	評 点	学修到達度との関係
秀	90点以上	学修到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上90点未満	学修到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上80点未満	学修到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上70点未満	学修到達度が到達目標に達している
不可	60点未満	学修到達度が到達目標に達していない

- 4 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については、原則として不合格とする。
- 5 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修する科目にあつては、第6条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。
- 6 成績は、原則として当該学期末までに確定する。

### (追試験)

第10条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

- 2 追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。
- 3 前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならない。
- 4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

### (再試験)

## 第2編教育 事業構想学研究科履修規程

第11条 試験(前条に規定する追試験を含む。)を受験して不合格となった学生に対する試験(以下「再試験」という。)は、原則として行わない。ただし、研究科教授会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 再試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(不正行為)

第12条 第8条第1項及び第2項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生が当該学期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。

2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことがある。

(学位論文仮題目の届出)

第13条 学生は、学位論文(修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題の研究成果。以下同じ。)を執筆しようとする年度の4月末日までに、学位論文仮題目を研究科長に届け出なければならない。

(博士論文執筆資格)

第14条 博士論文を執筆しようとする学生は、学位申請の6月前までに、所定の審査を経て博士論文執筆資格を取得しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第15条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出し、論文審査の申請を行う。

2 学生は、博士論文を提出する前に指導教員の承認を得て、別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。

3 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程(平成21年宮城大学規程第37号。)の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第16条 学位論文及び最終試験の成績については、第9条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 学位論文は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第17条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位並びに大学院学則第35条の規定により他の大学院における授業科目を履修して修得した単位及び大学院学則第36条の規定に基づき入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものと認定された単位については、別に定めるところにより、

## 第2編教育 事業構想学研究科履修規程

修了要件単位数への算入を認めることがある。

- 3 博士前期課程においては、大学院学則第37条第2項の規定により、入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科教授会の議を経て、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 4 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については大学院学則第38条第2項の各号に定める年数以上在学すれば足りるものとするすることができる。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生に対する授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H23.3.23 第38回理事会)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の改正の前日において在学する学生に対する専門領域、専門分野、授業科目、配当年次、単位数、必修選択の別及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H25.3.27 第67回理事会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 第2編教育 事業構想学研究科履修規程

- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は、平成30年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は、平成31年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (R2.2.26 第158回理事会)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は、令和2年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (R2.11.25 第167回理事会)

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R3.2.24 第171回理事会)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍する者（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (R5.2.22 第196回理事会)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第2条関係） 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）及び事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者（この規程の施行の日（以下「施行日という。」）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第2条関係） 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。



様式第2号（第4条第2項関係）

博士前期課程履修コース変更許可申請書

年 月 日

事業構想学研究科長 殿

（申請者）

届出履修コース名

学籍番号

氏 名

電話番号

（指導教員）

職・氏名

博士前期課程における履修コースを下記のとおり変更したいので、許可されるよう申請します。

記

1 変更希望コース名

コース

2 コース変更理由

第2編教育 事業構想学研究科履修規程

別表（第2条関係）  
事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）

専門領域	授業科目の名称	配当年次	単位数		必修選択の別	備考
			講義	演習		
ビジネスデザイン領域	マネジメント	1・2前	2		選択	演習科目は、プロジェクトデザイン演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを1セットとして16単位を必修科目とする。また、講義科目は、事業構想基礎講座、その他の共通科目、専門領域の講義科目(4単位以上)を含め14単位以上を選択すること。
	会計学	1・2後	2		選択	
	ファイナンス	1・2前	2		選択	
	ストラテジー	1・2後	2		選択	
	マーケティング	1・2前	2		選択	
	経済システム	1・2後	2		選択	
	社会システム	1・2前	2		選択	
	医療福祉システム	1・2前	2		選択	
	ITマネジメント	1・2後	2		選択	
	サービスサイエンス	1・2前	2		選択	
	税法Ⅰ	1・2前	2		選択	
	税法Ⅱ	1・2後	2		選択	
	オペレーションズリサーチ	1・2後	2		選択	
	データビジネス	1・2後	2		選択	
	グローバルビジネス	1・2後	1		選択	
ビジネスデザイン特別講義	1・2前	1		選択		
ソーシャルデザイン領域	地域創生政策	1・2前	2		選択	
	地域開発政策	1・2前	2		選択	
	地域経済分析	1・2前	2		選択	
	地域情報分析	1・2前	2		選択	
	コミュニティビジネス	1・2後	2		選択	
	ソーシャルキャピタル	1・2前	2		選択	
	地域環境システム	1・2後	2		選択	
	地域農村開発マネジメント	1・2後	2		選択	
	地域と食農	1・2前	2		選択	
	地域経済デザイン	1・2後	2		選択	
	防災マネジメント	1・2前	2		選択	
	ソーシャルデザイン特別講義	1・2後	1		選択	
空間デザイン領域	文化環境デザイン	1・2前	2		選択	
	スペキュラティブデザイン	1・2前	2		選択	
	デザインマネジメント	1・2後	2		選択	
	地域計画	1・2前	2		選択	
	素材・造形デザイン	1・2前	2		選択	
	空間活用事業	1・2前	2		選択	
	建築プログラミング	1・2後	2		選択	
	プレイスメイキング	1・2後	2		選択	
	空間デザイン特別講義	1・2後	1		選択	
情報デザイン領域	知能メディアデザイン	1・2後	2		選択	
	感性情報アナリシス	1・2後	2		選択	
	感性メディアデザイン	1・2後	2		選択	
	空間メディアシステム	1・2前	2		選択	
	インタラクションデザイン	1・2前	2		選択	
	知的情報アナリシス	1・2前	2		選択	
	情報システムデザイン	1・2後	2		選択	
	教育メディアデザイン	1・2前	2		選択	
情報デザイン特別講義	1・2前	1		選択		
共通科目	英語特論※1	1・2後	2		選択	
	プロジェクト研究※2	1・2後	4		選択	
	CP特別演習	1・2前	2		選択	
	CPプロジェクト研究	1・2後	2		選択	
	事業構想基礎講座	1・2前	1		必修	
演習科目	プロジェクトデザイン演習Ⅰ	1・2前		4	必修	
	プロジェクトデザイン演習Ⅱ	1・2後		4	必修	
	プロジェクトデザイン演習Ⅲ	1・2前		4	必修	
	プロジェクトデザイン演習Ⅳ	1・2後		4	必修	
	空間デザイン特別演習AⅠ	1・2前		2	選択	
	空間デザイン特別演習AⅡ	1・2後		2	選択	
	空間デザイン特別演習BⅠ	1・2前		2	選択	
空間デザイン特別演習BⅡ	1・2後		2	選択		
単位合計数			94	24		修了要件単位数30単位以上

※1 学術研究コースは必修  
※2 高度職業人コースは必修

## 第2編教育 事業構想学研究科履修規程

事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）

科目区分	演習科目	配当年次	単位数		必修選択 の別	備 考	
			演習	研究			
ビジネスデザイン系	事業構想学特別演習Ⅰa（ビジネスデザイン）	1・2 前・後	2		選択		
	事業構想学特別演習Ⅰb（ビジネスデザイン）	1・2 前・後	2		選択		
ソーシャルデザイン系	事業構想学特別演習Ⅱa（ソーシャルデザイン）	1・2 前・後	2		選択		
	事業構想学特別演習Ⅱb（ソーシャルデザイン）	1・2 前・後	2		選択		
空間デザイン系	事業構想学特別演習Ⅲa（空間デザイン）	1・2 前・後	2		選択		
	事業構想学特別演習Ⅲb（空間デザイン）	1・2 前・後	2		選択		
情報デザイン系	事業構想学特別演習Ⅳa（情報デザイン）	1・2 前・後	2		選択		
	事業構想学特別演習Ⅳb（情報デザイン）	1・2 前・後	2		選択		
共通（研究指導科目）	事業構想学特別研究	1～3 前後		8	必修		
合計単位数			16	8			修了要件単位数 16単位以上

上表の事業構想学特別演習Ⅰa～Ⅳb(各2単位)は、指導教員が担当する科目2単位以上を必ず含めること。

同一科目区分の特別演習a, bは同時期に履修することはできない。

## 宮城大学大学院長期履修規程

平成21年4月1日

規程第153号

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修の対象者)

第2条 本学大学院において、長期履修を認めることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有し、かつ就業している者で、大学院学則第16条第1項に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者
- 二 育児、介護等により標準修業年限で修了することが困難であると認められる者
- 三 その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年を超えない範囲とし、1年を単位として認めるものとする。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年とする。

(休学期間)

第5条 長期履修学生の休学期間は、前条に定める期間には算入しない。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、指導教員の承諾を得た上で、長期履修許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修が必要であることを証明する書類
  - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、原則として入学時に限り認めるものとし、入学手続期間の最終日までに行わなければならない。
- 3 入学後に、第2条に定める事由が生じた場合は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとし、第1項の規定による申請は、最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

(長期履修の許可)

第7条 学長は、前条の規定による申請があったときは、当該学生が所属する研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、長期履修の可否を決定する。

2 学長は、前項の規定により長期履修の可否を決定した場合は、様式第2号により、学生にその

結果を通知するものとする。

- 3 長期履修学生が、長期履修を希望する理由として申請した内容に変更が生じた場合には、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、当該長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

一 長期履修許可通知の写し

二 その他研究科長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により長期履修期間の短縮を申請する場合は、原則として次の各号に定める期日までに行わなければならない。

一 長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前年度の開始日の2ヶ月前まで

二 長期履修期間の2年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前々年度の開始日の2ヶ月前まで

- 3 第1項の規定による長期履修期間の延長の申請は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。この場合において、申請は長期履修期間の最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

- 4 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

- 5 前条の規定は、第1項の申請に準用する。

(長期履修の許可の取り消し)

第9条 学長は、長期履修学生が法令及び大学院学則等本学の規則規程に違反する行為をしたとき、または、長期履修に関し、虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第10条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

- 2 平成21年度入学者にあつては、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年4月20日までに申請のあつた者については、第6条第2項第1号に定める期限までに申請があつたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

長期履修許可申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 \_\_\_\_\_ 課程 \_\_\_\_\_  
 学籍番号 (受験番号) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記のとおり長期履修を希望するので、宮城大学大学院長期履修規程第6条の規定に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
希望する履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修を希望する理由			
履修計画			
勤務先	名 称		職 種
	所属・役職等		
	所在地		
現住所			
指導教員の意見	所属・職 氏名 _____ (印)		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

学籍番号  
学生氏名 殿

宮 城 大 学 長

長期履修許可申請について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
申請した履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
審 査 結 果	許 可 (又は 不許可)

様式第3号 (第8条関係)

長期履修期間変更申請書

年 月 日

宮城大学長殿

研究科 \_\_\_\_\_ 課程 \_\_\_\_\_  
 学籍番号 (受験番号) \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

許可された長期履修期間を下記のとおり変更したいので申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
許可済の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
変更後の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修期間を 変更する理由			
変更後の 履修計画			
※以下は変更があった場合のみ記入			
勤務先	名 称		職 種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			
指導教員の意見	所属・職 氏名 (印)		

# 宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、博士前期課程における宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に基づく本学の他の研究科の授業科目の履修（以下「他研究科履修」という。）並びに大学院学則第35条の規定に基づく他の大学院における授業科目の履修（以下「他大学院履修」という。）及び大学院学則第36条の規定に基づく入学前の既修得単位（以下「入学前既修得単位」という。）の修了要件単位数への算入等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

## (履修の対象となる授業科目)

第2条 他研究科履修及び他大学院履修の対象となる授業科目の範囲は、次の各号に掲げる通りとする。

一 大学院学則第34条の規定に基づく、他研究科履修として学生が申請できる授業科目。

研究科	他研究科の学生が申請できる授業科目の範囲
看護学研究科	授業形態が「講義」区分の科目
事業構想学研究科	授業形態が「講義」区分の科目（共通科目を除く）
食産業学研究科	授業形態が「講義」区分の導入科目（食産業学演習を除く）

二 大学院学則第35条の規定に基づき、他大学院履修により申請する授業科目

三 大学院学則第36条の規定に基づき、他大学院履修により入学前に修得した授業科目

## (他研究科履修に係る申請・承認等)

第3条 前条第1号に規定する他研究科履修を希望する学生は、あらかじめ当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、別紙様式第1号により、学長に他研究科履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、当該学生が所属する研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 研究科教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

4 学長は、第2項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第2号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

5 第1項の申請が承認されたときは、事務局において当該授業科目の履修登録を行うものとする。

## (在学中の他大学院履修の申請・承認等)

第4条 第2条第2号に規定する他大学院履修を希望する学生は、別紙様式第3号により、学長に他大学院履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 学長は、前項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第4号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

4 学生は、第1項の申請が承認されたときは、他大学院の定めるところにより、当該他大学院における授業科目の履修登録手続きを行うものとする。

## (在学中に他大学院履修で修得した単位の認定等)

第5条 大学院学則第34条及び第35条の規定に基づき在学中に修得した単位（以下「在学中修得単位」という。）について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日まで

に、学長に在学中修得単位の認定申請を行わなければならない。

- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修，他大学院履修で修得した単位の認定（修了要件単位算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
  - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの。他研究科履修の場合は不要）
  - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
- 3 在学中修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
- 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の在学中修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
- 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学中修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（入学前既修得単位の認定等）

- 第 6 条 大学院学則第 36 条の規定に基づき、入学前既修得単位について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に入学前既修得単位の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修，他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
    - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの）
    - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
  - 3 入学前既修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
  - 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の入学前既修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
  - 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、入学前既修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（在学期間算入の認定等）

- 第 7 条 大学院学則第 37 条第 2 項の規定に基づき、前条の第 1 項に合わせて、入学前既修得単位の修得に要した期間を本学の在学期間として算入の認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に在学期間の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修，他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（在学期間算入及び在学期間算入）申請書に、次の号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
    - 一 在学期間を証明する証明書等（単位を修得した大学院の発行するもの）
  - 3 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学期間の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(振替できない科目の修了要件単位数への算入等)

第8条 第3条に基づく他研究科履修科目並びに前2条の規定に基づく在学中修得単位又は入学前既修得単位のうち、振替できない科目を修了要件単位数に算入することができる単位数は、次のとおりとする。

区分	看護学研究科	事業構想学研究科	食産業学研究科
大学院学則第34条 (他研究科履修)	4単位まで	4単位まで	6単位まで
大学院学則第35条 (他大学院履修)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
大学院学則第36条 (入学前既修得単位)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
総計	4単位まで	4単位まで	10単位まで

- 2 修了要件単位数算入の認定を希望する学生は、別紙様式第5号により、学長に修了要件単位数認定申請を行わなければならない。
- 3 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、修了要件単位数認定の可否を決定し、別紙様式第6号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(単位認定を受けた授業科目の成績表記)

第9条 第5条並びに第6条及び前条の規定により認定された単位の成績原簿及び各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区分	本学の開講科目	本学の開講科目に振替可能な授業科目	本学の開講科目に振替できない授業科目
	大学院学則第34条	大学院学則第35条, 第36条	
科目分類区分	他研究科	他大学院	
科目区分	履修した科目の区分	振替した科目の区分	-
科目名称	履修した科目の名称	振替した科目の名称	履修した他大学院の授業科目名称
単位数	履修した科目の単位数	振替した科目の単位数	原則として、履修した他大学院の配当単位数
成績評価の標記	秀・優・良・可	認定	
科目担当教員名	記載	空欄	

(その他)

第10条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の研究科に関するものである場合は各教授会の、全研究科に共通するものである場合は研究科教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

他研究科の授業科目の履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科  
学年

学籍番号

氏 名 (印)

大学院学則第34条の規定に基づき、 学研究科で開講されている下記の授業科目を履修  
したいので、承認されるよう申請します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名	確認印

(他研究科の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 原則として同一時限の授業科目の重複履修はできないので、時間割上、所属研究科の  
授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。  
2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。  
3 1及び2を確認後、授業科目担当教員の下承(確認印)を得た上で、本申請書を事務局に  
提出すること。  
4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号

年 月 日

（学 籍 番 号）

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科の授業科目の履修に関する承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他大学院履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年  
学籍番号  
氏 名 (印)

大学院学則第 35 条の規定に基づき，他大学院で開講されている下記の授業科目を履修したいので，承認されるよう申請します。

記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

(他大学院の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 本学における履修科目を優先することとし，時間割上，所属研究科の授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
- 2 申請書の提出期限は，掲示・配布物等により確認すること。
- 3 1 及び 2 を確認後，本申請書を事務局に提出すること。
- 4 承認審査の結果，履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号  
年 月 日

(学 籍 番 号)  
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他大学院履修の承認について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記 (別紙) のとおり承認します。  
記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他研究科履修，他大学院履修で修得した単位及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年  
 学籍番号  
 氏 名 (印)

他研究科，他大学院の授業科目を履修し，単位を修得した下記授業科目について，宮城大学大学院における授業科目の履修により修得した単位及び在学期間として認定を申請します。

記

(1) 申請科目

入 学 前後別	修得済科目		振替科目			修了要件単位 算入の希望
	科目名	単位数	振替の希望	科目名	単位数	
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無

科目を修得した大学院名

専攻等名

年 月 入学・履修

年 月 卒業・中退・修得

(2) 上記単位（入学前に修得した単位に限る）の修得に要した期間の本学在学期間への算入希望

有 ・ 無

- 注) 1 単位認定数は，大学院学則第36条第2項の規定により，20単位を上限とする。  
 2 修了要件単位数への算入については，「宮城大学他研究科履修及び他大学履修に関する実施要綱」第7条の規定により一定の制約があるので留意すること。  
 3 在学期間への算入は，大学院学則37条第2項の規定により，1年を超えない範囲とする。

宮 城 大 第 号  
年 月 日

(学 籍 番 号)

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科履修, 他大学院履修で修得した単位の認定等について (通知)

年 月 日付で申請のあったこのことについては, 下記 (別紙) のとおり認定します。

記

(1) 認定科目

修得済み授業科目		認定 審査 結果	振替科目			修了要件単位	
科目名	単位数		振替 可否	科目名	単位数	算入 可否	区 分
							科目
							科目
							科目

(2) 在学期間

宮城大学大学院〇〇研究科に 〇〇カ月, 〇年 在学したものとして認定。

事業構想学研究科における優れた業績を上げた学生に  
在学期間の短縮を適用する場合の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程（以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、事業構想学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(優れた業績を上げた学生)

第2条 規程第17条第1項及び第5項に規定する「優れた業績を上げた学生」とは、研究業績及び研究成果が優秀であると認められ、かつ、当該学生の学位論文等に係る研究水準が、博士前期課程においては学則第37条に定める修業年限2年で、博士後期課程においては学則第38条に定める修業年限3年で修了の認定を受ける学生が到達する研究水準と同等以上の水準に達した学生とする。

(在学期間短縮希望届)

第3条 優れた業績を上げた学生又は優れた業績を上げた学生として在学期間の短縮を希望する学生は、次の期日までに在学期間短縮希望届（様式第1号）を研究科長に届出なければならない。

- 一 1年で修了を希望する学生 入学時（提出期限は別途指示）
- 二 前項に掲げる学生以外の学生 修了を希望する時期の8か月前まで

(事前審査書類)

第4条 優れた業績を上げた学生と認めると判断される場合、指導教員は次の事前審査書類を作成（第2号から第5号は当該学生が作成）し、研究科長に提出しなければならない。

- 一 優れた業績を上げた学生と認定する理由書（様式第2号）
- 二 研究業績目録（様式第3号）
- 三 年間受講科目登録状況等（様式第4号）
- 四 履歴書（様式第5号）
- 五 その参考となるもの

2 前項の事前審査書類は、修了を希望する時期の6か月前まで提出しなければならない。

(審査専門委員会による事前審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により指導教員から事前審査書類の提出があったときは、審査専門委員会に研究業績等について事前審査を行わせるものとする。

- 2 審査専門委員会の委員は、研究科長が指名する。
- 3 第1項の事前審査に当たっては、当該学生の大学卒業後の経歴、業績で博士前期課程在学期間以外であっても、本学の博士前期課程在学中の研究と同等以上の水準の研究業績と確認できる場合については、これを特別に認定事由に加えることができるものとする。
- 4 審査専門委員会は、修了を希望する時期の4か月前までに事前審査結果を研究業績審査報告書（様式第6号）により研究科長に報告しなければならない。

(在学期間短縮の認定)

第6条 在学期間短縮の認定は、前条第4項の研究業績審査報告書に基づき、学位論文審査付託の前に、研究科教授会において行うものとする。

(委任)

第7条 在学期間の短縮を適用する場合の取り扱い関する事項でこの要綱に定めのない事項については、事業構想学研究科教授会において定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。
- (経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

## 博士課程在学期間短縮希望届

令和 年 月 日

宮城大学長 殿

事業構想学研究科 博士〇〇課程 年  
学籍番号  
氏 名 印

下記のとおり博士 課程における在学期間短縮を希望しますので届け出ます。

### 記

- 1 入学年月
- 2 修了予定年月
- 3 在学期間

## 優れた業績を上げた学生と認定する理由書

事業構想学研究科 博士 課程 年  
学籍番号  
氏 名

1 優れた業績を上げた学生と認定する理由

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果題目・研究内容

3 その他特記事項

研究指導教員氏名	印
----------	---

## 研 究 業 績 目 録

課 程	事業構想学研究科 博士 課程	学 年	年		
学籍番号		氏 名			
学位論文等の名称		単独・共同の別	発行発表の年	発表誌名・学会名等	備 考
1 論文発表					
2 学会発表					
3 その他					

## 年間受講科目登録状況等

事業構想学研究科 博士 課程 年  
学籍番号  
氏 名

### 1 成績及び受講登録状況

科目名	期	単位	必修・ 選択別	担当教員名	成績	備 考

### 2 在学期間

令和 年 月 日 入学  
令和 年 月 日 現在 ( 年 月)

## 履 歴 書

課 程				
学 籍 番 号				
氏 名				
生 年 月 日				
本 籍 地				
現 住 所				
学 歴 (高等学校 卒業以降)	年	月	日	
職 歴				
所 属 学 会				

令和 年 月 日

事業構想学研究科長 殿

審査専門委員会

委員

印

委員

印

委員

印

研究業績審査報告書

下記学生の修業年限短縮による修了予定について、研究業績等を事前に審査した結果 可  
(否) と判定したので報告します。

記

事業構想学研究科 博士 課程 年

学籍番号

氏 名

## 宮城大学大学院事業構想学研究科学位論文審査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学位規程（以下「学位規程」という。）第18条及び宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程第19条の規定に基づき、宮城大学大学院事業構想学研究科における学位論文審査に関し必要な事項を定める。

### (学位論文の提出)

第2条 学位規程第4条により修士又は博士の学位を申請する者は、指導教員の承認を得て、学位申請書を事業構想学研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文の体裁は、様式1のとおりとする。

3 学位論文要旨は、様式2のとおりとする。

4 学位論文の提出部数は、次のとおりとする。

学位申請時（修士論文及び博士論文） 3部

学位授与決定後（学位（修士）論文） 2部

学位授与決定後（学位（博士）論文） 3部

5 学位論文の提出期限は、原則として、次のとおりとし、別途指示する。

9月修了を希望する者 修士論文は7月上旬、博士論文は6月上旬

3月修了を希望する者 修士論文は1月上旬、博士論文は12月上旬

### (審査結果の報告)

第3条 学位規程第10条に定める学長への報告は、様式3による。

### (学位論文の保管)

第4条 学位を授与すべきものと決定した者から提出のあった学位論文については、本学図書館において1部を保管する。

### (委任)

第5条 学位論文審査に関する事項で本要綱に定めのない事項については、事業構想学研究科教授会において定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年10月16日から施行する。

#### 附 則（平成16年11月10日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年2月9日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年3月14日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年9月10日）

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 8 日）  
この要綱は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式1 (第2条第2項関係)

(1) 学位(修士)論文

<表紙・背表紙>

和 暦 年 度	(和暦) 年度 宮城大学大学院
	修士論文
	研究題目
	事業構想学研究科 博士前期課程
氏 名	領域
	学籍番号
	氏名

<要旨>

【要旨の字体及び文字サイズ】 字体：明朝体 文字サイズ：10.5ポイント			

<内表紙>

(和暦) 年度 宮城大学大学院
修士論文
研究題目
事業構想学研究科博士前期課程
領域
学籍番号
氏名

<目次>

— 目 次 —	
○○○○○	1
○○○○○	7

学位(修士)論文の体裁

学位(修士)論文は、A4判、縦長、横書、片面刷りでファイルすること。  
特定の課題研究の場合は、様式中「修士論文」を「特定の課題研究成果」とする。

(2) 学位 (博士) 論文

<表紙・背表紙>

和 暦 年 度  博 士 論 文  研 究 題 目   氏 名	(和暦) 年度 宮城大学大学院
	博士論文
	研究題目
	事業構想学研究科 博士後期課程 領域 学籍番号 氏名

<要旨>

【要旨の字体及び文字サイズ】 字体：明朝体 文字サイズ：10.5 ポイント			

<内表紙>

(和暦) 年度 宮城大学大学院
博士論文
研究題目
事業構想学研究科博士後期課程 領域 学籍番号 氏名

<目次>

— 目 次 —	
○○○○○	1
○○○○○	7

学位 (博士) 論文の体裁

学位 (博士) 論文は、A4 判，縦長，横書，片面刷りでファイルすること。

様式2（第2条第3項関係）

（1）修士

修士論文要旨

研究科			
専門領域		指導教員	
学籍番号		氏名	
研究題目			

800字程度，A4版

※ 特定の課題による研究成果の場合は，様式中「修士論文要旨」を「特定の課題による研究成果要旨」とする。

(2) 博士

博士論文要旨

研究科			
専門領域		指導教員	
学籍番号		氏名	
研究題目			

800字程度，A4版

## 学位授与に関する報告書

年 月 日

宮 城 大 学 長 殿

宮城大学大学院事業構想学研究科長  
氏 名 印

年 月 日に開催された宮城大学大学院事業構想学研究科教授会において、下記のとおり学位授与の可否に関する議決を行ったので、宮城大学学位規程第10条の規定に基づき報告します。

### 記

#### 1. 修士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

#### 2. 修士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

#### 3. 博士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

#### 4. 博士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

平成 26 年 9 月 10 日  
事業構想学研究科教授会

学位論文（修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題研究成果、以下同じ。）の作成は、本要領を参考にすること。

## 1. 学位論文の形式および構成

- 1) 学位論文の形式は、原則として論文形式とする。
- 2) 学位論文の使用言語は日本語又は英語とし、ワードプロセッサ等を使用して記述すること。
- 3) 学位論文の構成は、原則として次の順序とする。

### ①内表紙

必要事項を記載すること（宮城大学大学院事業構想学研究科学位論文審査要綱（以下「要綱」という。）の様式 1 を参照）。

### ②論文要旨

所定の用紙（「要綱」の様式 2）にならい、日本語で本論文の要旨を記載する。横書き 800 字程度で記載すること。

### ③目次

本文の目次と図・表・写真等の目次は別に作成すること。

### ④本文

本文については、原則として<別記 1>にしたがい作成すること。また、本文から下部中央に頁番号をつけること。

### ⑤文献

文献については、<別記 1>にしたがい作成すること。

### ⑥参考資料

必要に応じて添付すること。

- 4) 学位論文には、執筆者の希望により、「序文」および「謝辞」を付してもよい。「序文」がある場合には「目次」の前に置き、「謝辞」がある場合には「文献」の前に置く。
- 5) 研究の成果が作品である場合には、その内容を説明する解説文や、写真・図面を論文形式で添付すること。

## 2. その他

学位論文の製本等については、<別記 2>にしたがうこと。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。

この要領は、施行の日以後に学位を授与する場合について適用する。

<別記 1>

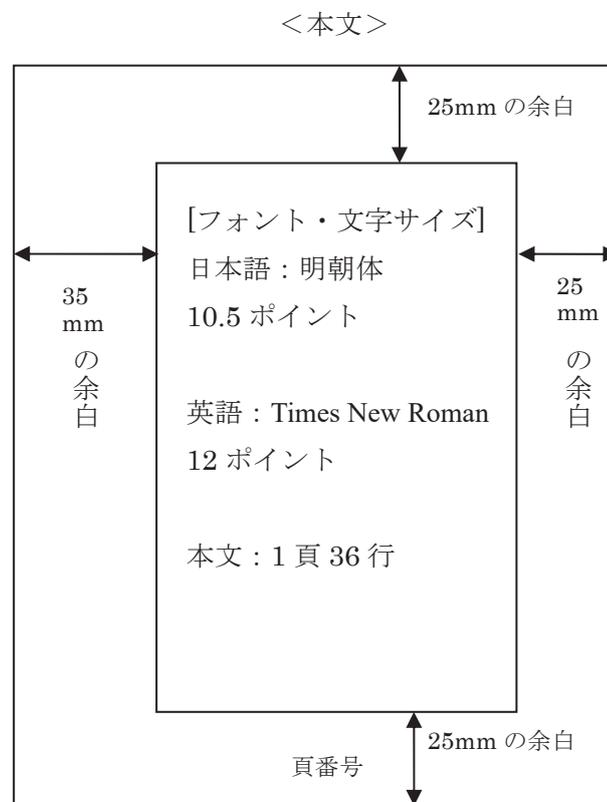
◆ワードプロセッサ等の文書スタイルの設定について

1) 本文は、A4 縦置き横書きとする。字の大きさは 10.5 ポイントの明朝体を使用し、1 頁横 40 字、縦 36 行で設定する。左余白は 35mm 取り、頁番号を用紙下部中央につける。

なお、英語の場合は 12 ポイントの Times New Roman を使用し、1 頁 36 行で設定する。余白は左 35mm、右 25mm とする。

2) 図・表・写真等には、通し番号と標題（日本語又は英語）を付し、本文中の適切な箇所に適切な大きさに挿入する。

3) 本文中の注および引用文献表の形式は各研究分野によって異なるので、それぞれ指導教員の指示にしたがうこと。



<別記 2>

◆学位論文の製本等について

1) 学位申請時

①片面刷りで、A4 縦の左とじ版のフラットファイルまたは同様のファイルを使用すること。(ただし、ファイルの色は自由とする)

②表紙及び背表紙は「要綱」様式 1 を参照の上、必要事項を記載する。

③提出部数については、次のとおりとする。

- ・学位（修士）論文又は特定の課題研究成果 3 部
- ・学位（博士）論文 3 部

2) 学位授与決定後

①片面刷りで、長期保存に耐えるものを製本すること。(黒のハードカバー推奨)

②提出部数については、次のとおりとする。

- ・学位（修士）論文又は特定の課題研究成果 2 部
- ・学位（博士）論文 3 部

③学位論文の電子データの提出

学位論文は、PDF 形式で CD-ROM に保存し、1 枚提出すること。

## 宮城大学大学院事業構想学研究科博士論文執筆資格審査要綱

宮城大学事業構想学研究科教授会

平成27年1月14日決定

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第14条に規定する宮城大学大学院事業構想学研究科（以下「研究科」という。）の博士論文執筆資格（以下「執筆資格」という）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (博士論文執筆資格審査願)

第2条 博士論文執筆資格審査を希望する者は、様式1により、別途定める期日までに研究科長に届出なければならない。

### (設置)

第3条 研究科は、前条の規定により博士論文執筆資格審査願を受理したときは、執筆資格審査を行うため、研究科に執筆資格審査委員会を設置する。

### (委員)

第4条 執筆資格審査委員会の委員は、次のとおりとする。

(1) 主査は、執筆資格審査申請を行った者の指導教員を充てる。

(2) 副査は、2名以上の専任教員を充てるものとし、主査の推薦に基づき、研究科教授会の議を経て選考する。

2 主査に事故があるときは、主査があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

3 主査及び副査が欠けたときは、研究科教授会において後任の者を速やかに選考する。

### (審査)

第5条 執筆資格審査委員会は、出願者の在学期間、単位修得状況、研究指導を受けた状況、を確認するとともに、博士論文執筆計画の評価を行い、執筆資格を与えることの適否について審査するものとする。

### (報告)

第6条 執筆資格審査委員会は、審査を終了したときは審査結果を様式3により研究科教授会に報告しなければならない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

様式1 (第2条関係)

## 博士論文執筆資格審査願

年 月 日

事業構想学研究科長 殿

事業構想学研究科 事業構想学専攻  
専門領域  
学籍番号  
氏 名

㊟

宮城大学大学院事業構想学研究科博士論文執筆資格審査要綱第2条の規定により、下記書類を添えて、博士論文執筆資格審査を希望します。

記

1. 研究題目

2. 提出書類

(1) 博士論文執筆計画書 (任意様式) 3部

(2) 研究業績書(様式2) 3部

以 上

## 研 究 業 績 書

NO. 1

学籍 番号		専攻 専門領域名 (該当に○)	事業構想学専攻 産業・事業システム 地域・社会システム	氏名	㊞
論文発表					
(1) 審査付発表論文 (別冊子又は写を添付すること) (レフェリー制のある学術雑誌)					
(2) 審査付発表論文 (別冊子又は写を添付すること) (レフェリー制のある国際会議発表論文)					
(3) 学位論文のテーマに直接関係しない発表論文 (レフェリー制のある学術雑誌及び国際会議発表論文)					
(4) 審査なし発表論文					
(5) プロジェクト実績・作品等					

## 博士論文執筆資格審査結果報告書

年 月 日

宮城大学大学院事業構想学研究科長 殿

博士論文執筆資格審査委員会主査	氏名	印
副査	氏名	印
副査	氏名	印

宮城大学大学院事業構想学研究科博士論文執筆資格審査要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 審査対象者
  - (1) 学籍番号及び氏名
  - (2) 研究題目
- 2 博士論文執筆資格審査の結果

## 事業構想学研究科における特定の課題についての研究成果取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学位規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、事業構想学研究科における特定の課題についての研究成果の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (特定課題研究仮題目届の提出時期)

第2条 学生は、修士論文に代えて特定の課題についての研究成果の提出を希望する場合は、宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程第13条の規定に基づき、特定の課題についての研究成果を執筆しようとする年度の4月末日までに、特定課題研究仮題目届（別紙様式）を事業構想学研究科長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間短縮希望届を提出して1年で修了を希望する学生については、特定課題研究仮題目届の提出期限は入学年次の7月末日とする。

### (審査)

第3条 特定の課題についての研究成果の審査は、規程第6条の規定に基づき学位論文審査委員会において行うものとする。

### (委任)

第4条 特定の課題についての研究成果に関する事項でこの要綱に定めのない事項については、事業構想学研究科教授会において定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式（第2条関係）

平成 年 月 日

事業構想学研究科長 殿

事業構想学研究科 博士前期課程 年  
学籍番号  
氏 名 印

下記のとおり特定課題研究仮題目を提出します。

記

- 1 特定課題研究題目
- 2 特定課題研究要旨

宮城大学大学院事業構想学研究科  
博士論文の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学位規程（平成21年4月1日規程第37号。以下、「学位規程」という。）第18条の規定に基づき博士論文のインターネットの利用による公表について必要な事項を定める。

(公表の方法)

第2条 学位規程第14条及び第15条に定める博士論文のインターネットの利用による公表は、宮城大学学術機関リポジトリにより公表することをいう。

(博士論文要旨の公表)

第3条 研究科は博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(やむを得ない理由)

第4条 学位規程第15条第2項に定めるやむを得ない理由とは以下のものをいう。

- 一 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 二 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 三 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- 四 その他相当の理由がある場合

2 前項の理由は、研究科長が相当と認め、学長にその承認を得なければならない。

(学位論文の公表)

第5条 学位を授与された者は学位論文の全文を電子ファイルにより、研究科長に提出しなければならない。

2 学位を授与された者は、やむを得ない理由が認められた場合には、その学位論文の要約を電子ファイルにより、研究科長に提出しなければならない。

- 3 研究科は、前項により学位論文の要約が提出された場合は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供することができるようにしなければならない。
- 4 第2項に該当する場合において、学位を授与された者は、やむを得ない理由がなくなったときは、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(共著者の許諾)

第6条 学位を授与された者は、その論文が共著の場合には、学位規程第15条に定める公表をする前に共著者の許諾を得ておかななければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究科教授会において別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月13日から施行する。ただし、宮城大学学術機関リポジトリが整備されるまでの間は、宮城大学ウェブサイトにより公表するものとする。
- 2 この要綱は、平成27年3月19日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。